

第1期福津市こども計画

【案】

令和7年3月
福津市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 策定の方法	3
5 計画の推進にむけて	5
6 近年の国や社会の動向	6
第2章 福津市の現状と課題	7
1 人口等の状況	7
2 アンケートによる市民ニーズ	18
3 第2期計画の推進状況	29
4 課題の整理	36
第3章 基本構想	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策体系	39
第4章 こども施策の総合的な展開	41
基本目標1 こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり	41
基本目標2 こどもの成育過程を通じた包括的な支援	45
基本目標3 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援	49
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画	53
1 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容	53
2 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容	56
第6章 成育医療等に関する計画	66
1 成育医療等をめぐる現状と課題	66
2 施策の方針	66
第7章 ひとり親家庭自立促進計画	69
1 ひとり親家庭をめぐる現状と課題	69
2 施策の方針	69
第8章 こどもの貧困対策計画	71
1 こどもの貧困をめぐる現状と課題	71

2 施策の方針	71
第9章 子ども・若者育成支援計画.....	73
1 子ども・若者育成支援をめぐる現状と課題	73
2 施策の方針	73
参考資料	75
1 国の「こども大綱」、福岡県の「こども計画」の施策体系.....	75
2 第2期計画と本計画の施策の対応関係	77
3 参考指標.....	78
4 福津市こどもの国推進協議会規則	79
5 福津市こどもの国推進協議会委員名簿	81
6 計画策定の経過	82
7 諮問書	83
8 答申書	84

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。これは、待機児童の発生や児童虐待など、様々な社会問題がある中で、こどもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めていこうとするもので、「市町村こども計画」の策定が努力義務となりました。

本市では、次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援する「次世代育成支援行動計画」を10か年推進したのち、子ども・子育て支援法の制定を受け、平成27年度から、次世代育成支援の内容も包含した「子ども・子育て支援事業計画」を推進し、令和6年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」が終了する予定です。このため、令和7年度からの「第3期子ども・子育て支援事業計画」を包含する「こども計画」を新たに策定します。

本市は、福岡市と北九州市の間に位置する恵まれた立地により、子育て世代の流入が進み、こどもや若者への支援は重要な政策課題となっています。

本市では、既存の計画において、すでに、こどもの持っている力を最大限に尊重し、こどもの権利を守ることを基本に据えてきましたが、市民と共働で進めてきたこども施策を一層強化・発展させるため、本計画を策定します。

※「こども」の漢字の使い分けについて

「こども」「子ども」「子供」の言葉は、法令での用法に沿って記載し、準拠する法令がないケースでは、特段の理由がない限り「こども」と記載します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、計画の推進状況により、必要に応じて、随時見直しを行います。また、計画満了に伴い、令和12年度からの第2期計画を策定します。

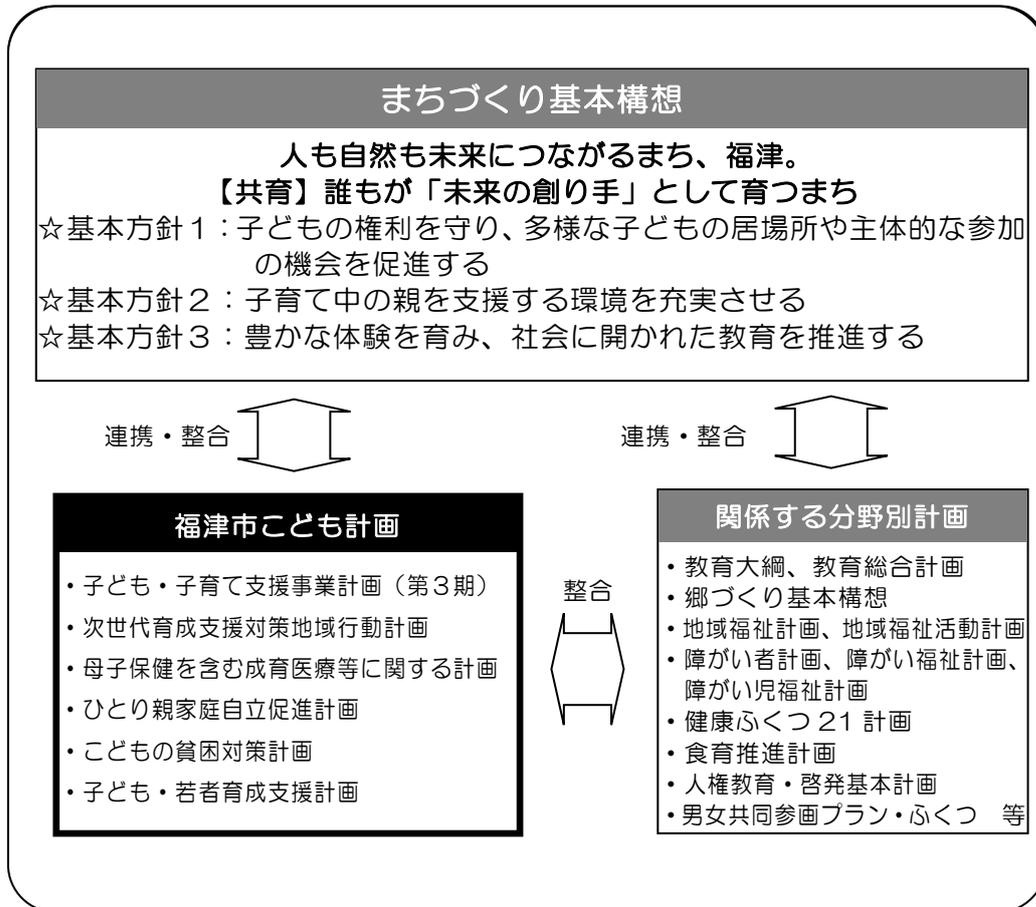
計画期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					こども計画（第1期）				

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の「まちづくり計画」を構成する分野別計画で、以下の6計画を一体的に策定します。なお、教育分野については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育基本法に基づく「福津市教育大綱」「福津市教育総合計画」を別途、策定・推進しています。

計画の位置づけ



「こども計画」として一体的に盛り込む6計画

名 称	概 要
子ども・子育て支援事業計画（第3期）	幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を定める
次世代育成支援対策地域行動計画	保健・福祉に加え、「仕事と生活の調和」など、各分野にまたがる次世代育成支援施策を定める。民間事業所や官公庁の事業主行動計画とともに推進する
母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程における切れ目のない母子保健・成育医療等の施策を定める
ひとり親家庭自立促進計画	ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講じる施策を定める
こどもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策を定める
子ども・若者育成支援計画	つながりの希薄化、ひきこもりなど、子ども・若者の問題の解決をめざす育成支援施策を定める

4 策定の方法

本計画の策定にあたっては、これまでも実施してきた子育て中の保護者へのアンケート調査により、子育て支援ニーズの把握に努めるとともに、小中学生本人とその保護者への「貧困問題にターゲットを置いたアンケート調査」、高校生世代から34歳までを対象とした「若者問題にターゲットを置いたアンケート調査」を行い、こども・若者自身の意見の反映に努めました。

また、市内の子育てに関係する団体・機関にもアンケート調査を行い、団体・機関が抱える課題や市への要望等の把握に努めました。

さらに、関係団体・機関の代表などで構成される「福津市こどもの国推進協議会」で協議・検討を行うとともに、計画案をホームページなどで公表し、意見募集を行うパブリックコメントを行い、市民の意見の反映に努めました。

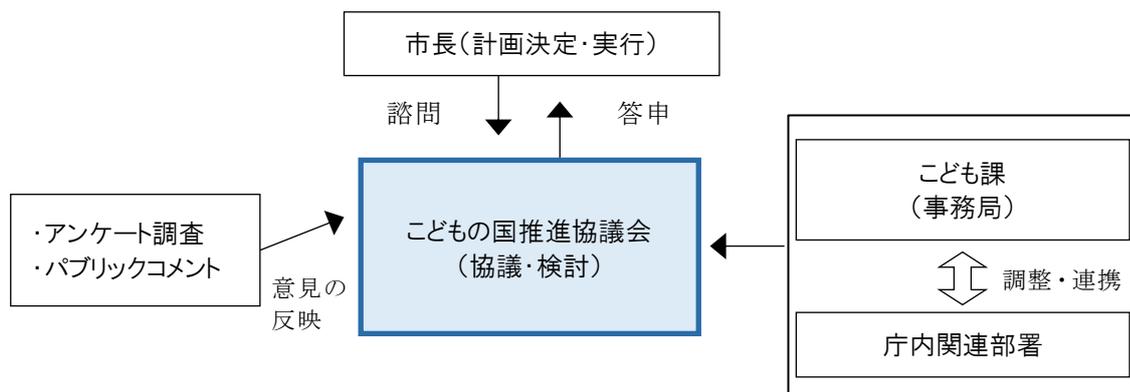
(1) 「こどもの国推進協議会」の開催

「福津市こどもの国推進協議会」は、子ども・子育て支援法、福津市こどもの国推進協議会規則に基づく合議制の附属機関です。本市では、平成20年から、子ども・子育て関連計画・施策の策定・推進のために、継続的に協議・検討してきました。

こども基本法では、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができ（第13条第3項）、既存の協議体を活用することも可能（こども家庭庁ガイドライン）とされていることから、本市では、本協議会において、「こども計画」の策定・推進の協議を行うこととしました。

令和5年7月から令和7年3月にかけて計9回の会議を開催し、計画案の協議・検討を進めました。

協議・検討の体制



(2) 市民アンケート調査の実施

計画策定に必要な基礎資料を得るため、5種のアンケート調査を実施しました。5種のうち、「就学前児童の保護者」、「小学生の保護者」のアンケートは、家庭での子育ての状況や保育所等の利用状況や意向、子育て支援サービスの利用状況や意向などをたずね、事業見込量検討の参考にすることを主目的として、令和6年6～7月に実施しました。

また、「小5・中2の本人とその保護者」、「高校生世代～34歳の若者」は、家庭の状況や生活習慣、生活上の悩みなどをたずね、当事者目線での課題やニーズを把握するために、令和6年6～9月に実施しました。

それぞれの回収率は表のとおりです。なお、「高校生世代～34歳の若者」はインターネットのみで実施したことと、ひきこもりなど若者問題をたずねる設問が中心であったため、他の調査と比べ、回収率は低くなっています。

アンケート調査の種類と配布・回収状況

	対象	配布数	回収数	回収率
A	就学前児童保護者	1,000票	531票	53.1%
B	小学生保護者	1,000票	502票	50.2%
C	小5・中2本人調査	1,600票	1,493票	93.3%
D	小5・中2保護者調査	1,600票	870票	54.4%
E	高校生～34歳の若者	2,500票	380票	15.2%

(3) 団体・機関アンケート調査の実施

令和6年9～10月に実施し、自治会や郷づくり推進協議会などの地域団体13団体、子育て関係団体16団体、民間の子育て関係事業所5事業所、あわせて34団体・機関から回答を得ました。

(4) 「パブリックコメント」の実施

計画案をホームページなどに掲示し、意見募集を行う「パブリックコメント」を令和6年12月23日から令和7年1月30日にかけて実施し、11人の方から意見をいただきました。

5 計画の推進にむけて

(1) 推進体制

こども政策は、市民をはじめ、就学前教育・保育施設や学校、福祉事業所、郷づくり推進協議会、自治会、ボランティア、企業など地域の多くの人・団体が活動の担い手となります。

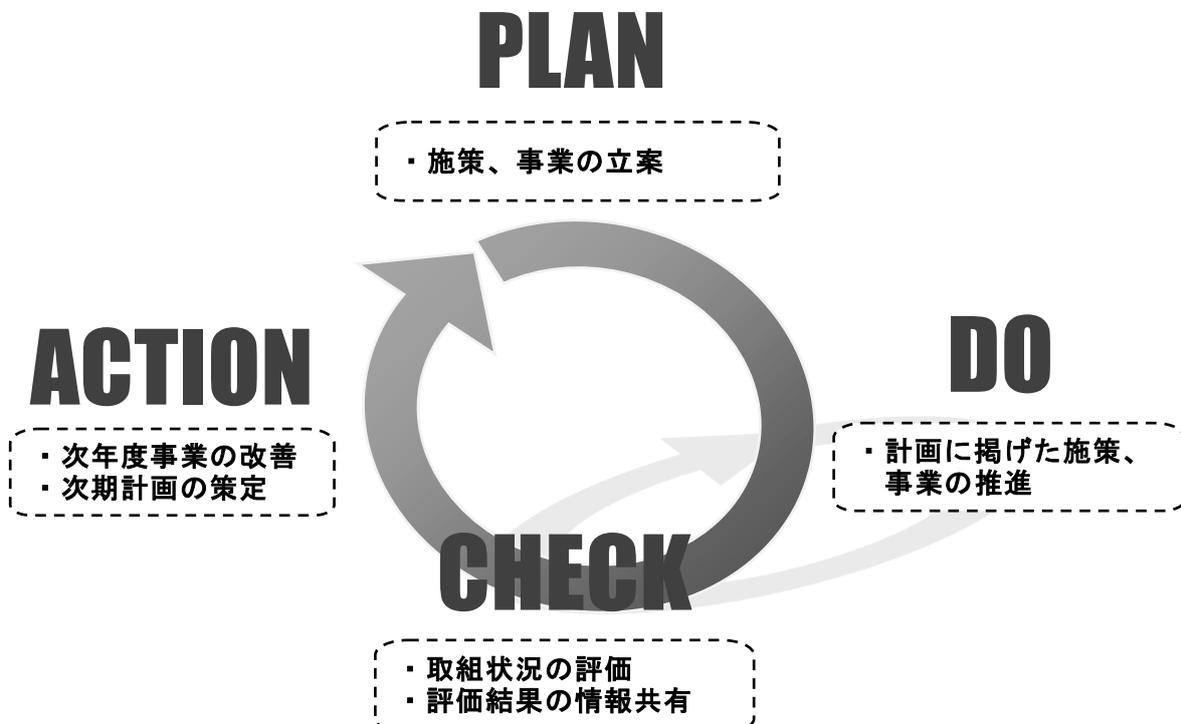
これらの人や団体がこども政策の情報交換を行い、それぞれの事業・活動に生かしていくことができるよう、協議を進めます。

庁内においても、推進事務局であるこども課を中心に、全庁的な連携のもと、各種施策、事業の着実な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画における施策の進捗状況については、こどもの国推進協議会で定期的に把握・評価し、必要に応じて、適宜見直し等を行う「PDCAサイクル」によって、取り組みの着実な推進に努めます。

PDCAサイクルによる計画の推進



6 近年の国や社会の動向

平成 27 年の子ども・子育て新制度の施行以降、相談支援体制の充実を図るための「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、様々な制度改革が行われてきました。

令和 5 年のこども基本法の施行を受け、「こども大綱」、「こども未来戦略」が策定されるとともに、「市町村こども家庭センター」など新たな制度も創設されています。

近年の国や社会の動向

平成27年	◇子ども・子育て支援法の施行（子ども・子育て新制度の創設、「市町村第1期子ども・子育て支援事業計画」の策定）
平成28年	◇「子供・若者育成支援推進大綱」（第2次）の策定
平成29年	◇改正児童福祉法等の施行 （「市町村母子健康包括支援センター」（平成30年から「市町村子育て世代包括支援センター」）、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の制度化（令和6年に「市町村こども家庭センター」に一本化））
令和元年	◇子ども・子育て支援法改正（幼児教育・保育の無償化の実施、「市町村第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定） ◇成育基本法の施行 ◇「子供の貧困対策に関する大綱」の策定
令和2～4年	◇コロナ禍による幼稚園・保育所等・学校、地域のサービス等への影響
令和3年	◇「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定（「こどもまんなか社会」の実現を目指す） ◇「子供・若者育成支援推進大綱」（第3次）の策定 ◇成育医療等基本方針の閣議決定
令和5年	◇こども基本法施行、こども家庭庁創設 ◇「こども大綱」の閣議決定 （従来の国の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱） ◇「こども未来戦略」の閣議決定 （「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを柱に重点的に国が進めていく戦略）
令和6年	◇改正児童福祉法等の施行 （「市町村こども家庭センター」、「地域子育て相談機関」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の制度化） ◇国のこどもまんなか実行計画2024の策定 ◇子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行 （全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（「こども誰でも通園制度」等）、医療保険者から納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」の創設など） ◇改正こどもの貧困対策法の施行 （現在の貧困の解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことを目指すことなど）

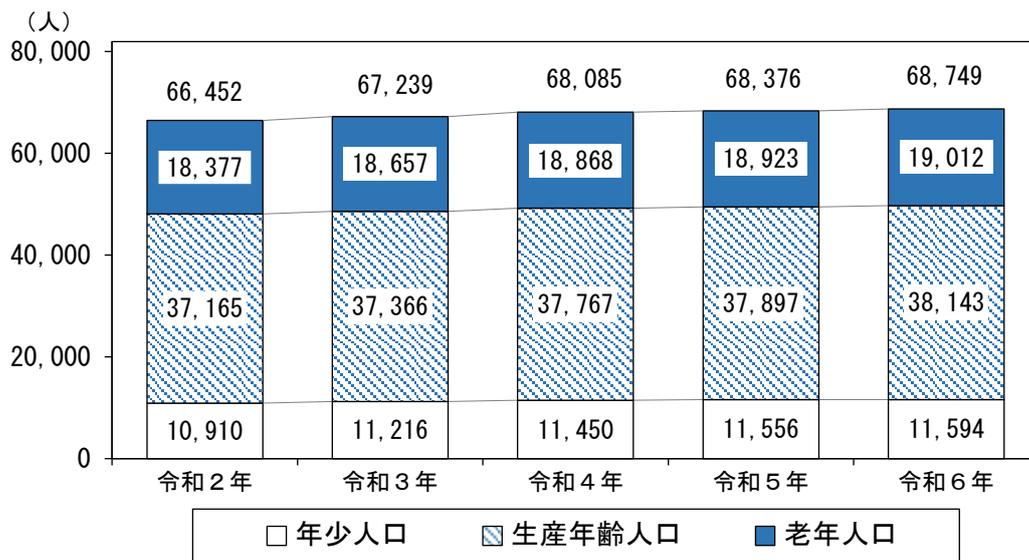
第2章 福津市の現状と課題

1 人口等の状況

(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と推計

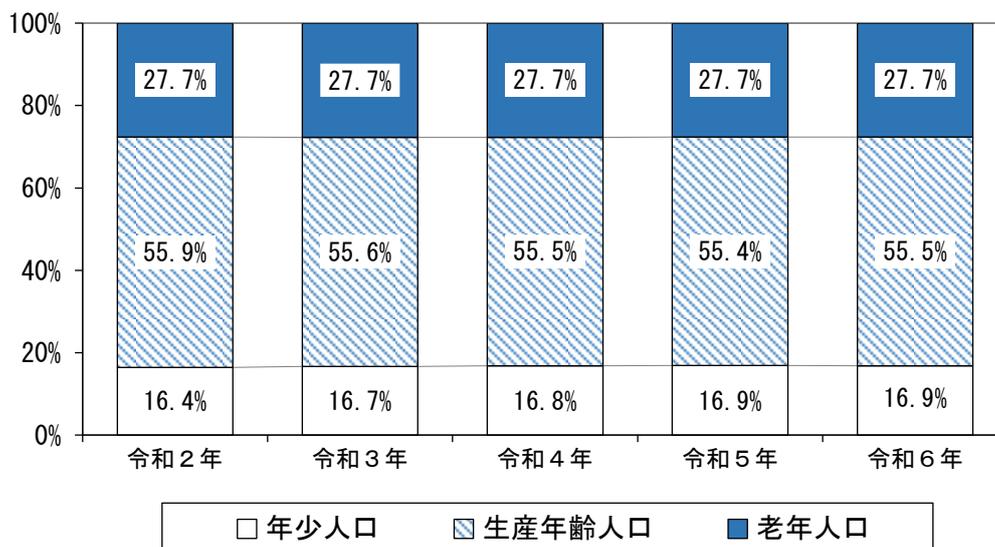
近年の本市の総人口は増加を続け、令和6年3月末では68,749人となっています。0～14歳の年少人口も増加を続け、令和6年3月末では11,594人、総人口に対する割合は16.9%となっています。

総人口・年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

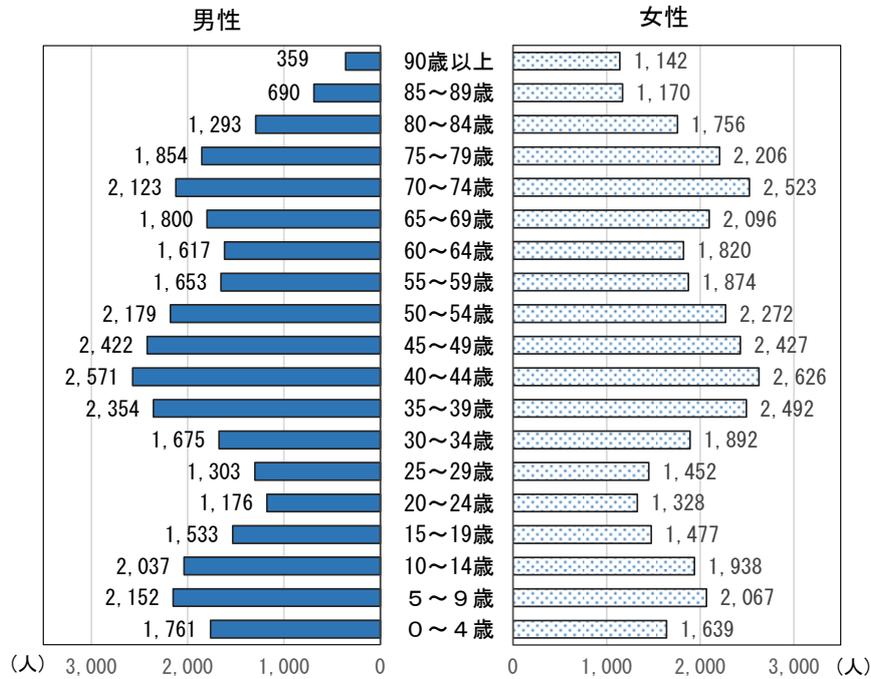
総人口・年齢区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

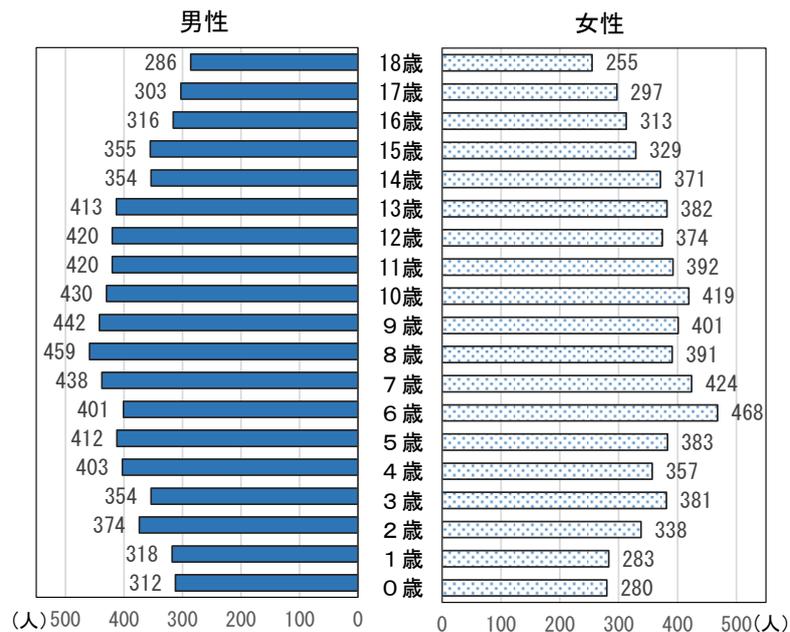
令和6年3月末の男女別年齢別人口構成では、男女ともに40～44歳とその前後、団塊の世代を含む70～74歳と75～79歳、5～9歳と10～14歳の年齢層が多くなっています。18歳以下の児童の男女別年齢別人口構成は、現在の小学生世代である6歳～11歳で男女合わせて800人台と多く、その下の世代は少なくなっています。

性別・年齢5歳階級別人口構成



資料：住民基本台帳（令和6年3月末）

性別・年齢1歳階級別児童人口構成



令和11年までの人口推計は、以下のとおりです。就学前児童や小学生は減少傾向で推移し、中学生以上の世代は増加傾向で推移すると見込まれます。

人口の推計（各年4月1日現在）

	令和7年 推計値	令和8年 推計値	令和9年 推計値	令和10年 推計値	令和11年 推計値
0歳	581	578	574	573	568
1歳	632	619	617	615	615
2歳	635	664	652	651	651
3歳	744	665	694	683	684
4歳	758	766	688	718	708
5歳	779	776	784	707	738
6歳	820	803	800	809	733
7歳	880	830	813	811	820
8歳	873	890	840	824	823
9歳	859	881	898	849	833
10歳	849	864	886	903	853
11歳	854	854	868	890	906
12歳	819	860	859	873	894
13歳	797	821	862	861	875
14歳	799	800	824	865	864
15歳	727	801	801	824	864
16歳	689	731	804	804	827
17歳	631	689	731	804	804
18歳	571	600	656	695	764

〔再掲〕

0～5歳	4,129	4,068	4,009	3,947	3,964
6～11歳	5,135	5,122	5,105	5,086	4,968
12～14歳	2,415	2,481	2,545	2,599	2,633
15～18歳	2,618	2,821	2,992	3,127	3,259
0～18歳	14,297	14,492	14,651	14,759	14,824

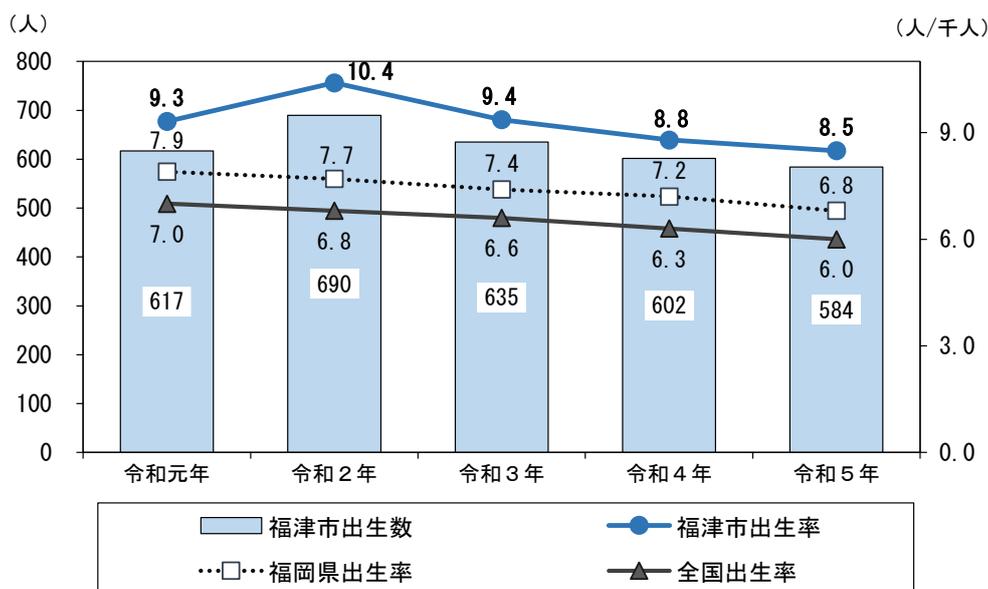
(2) 出生数

本市の出生数は、令和元年の617人から令和2年には690人に増加しましたが、以降減少傾向を示し、令和5年は584人となっています。

人口千人当たり出生率は、令和3年以降低下傾向を示していますが、福岡県や全国に比べて高く推移し、令和5年では8.5人となっています。

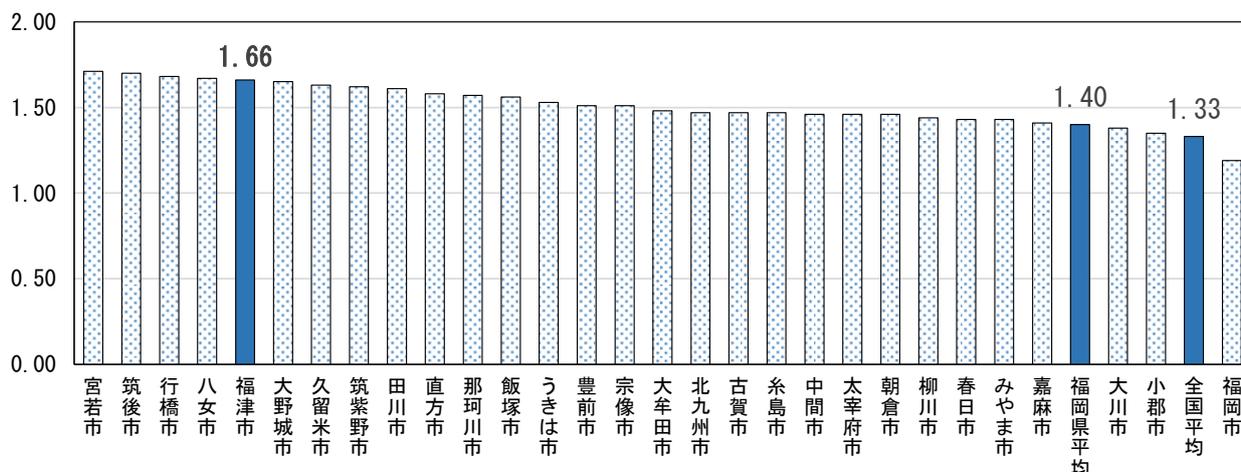
平成30年～令和4年平均の合計特殊出生率は1.66で、福岡県内の市の中では5番目に高く、全国平均や県平均を大きく上回っています。

出生数と出生率の推移



資料：人口動態統計（各年1月～12月）

福岡県他市との合計特殊出生率の比較



資料：人口動態統計特殊報告（平成30～令和4年の値）。福岡県平均は町村も含む

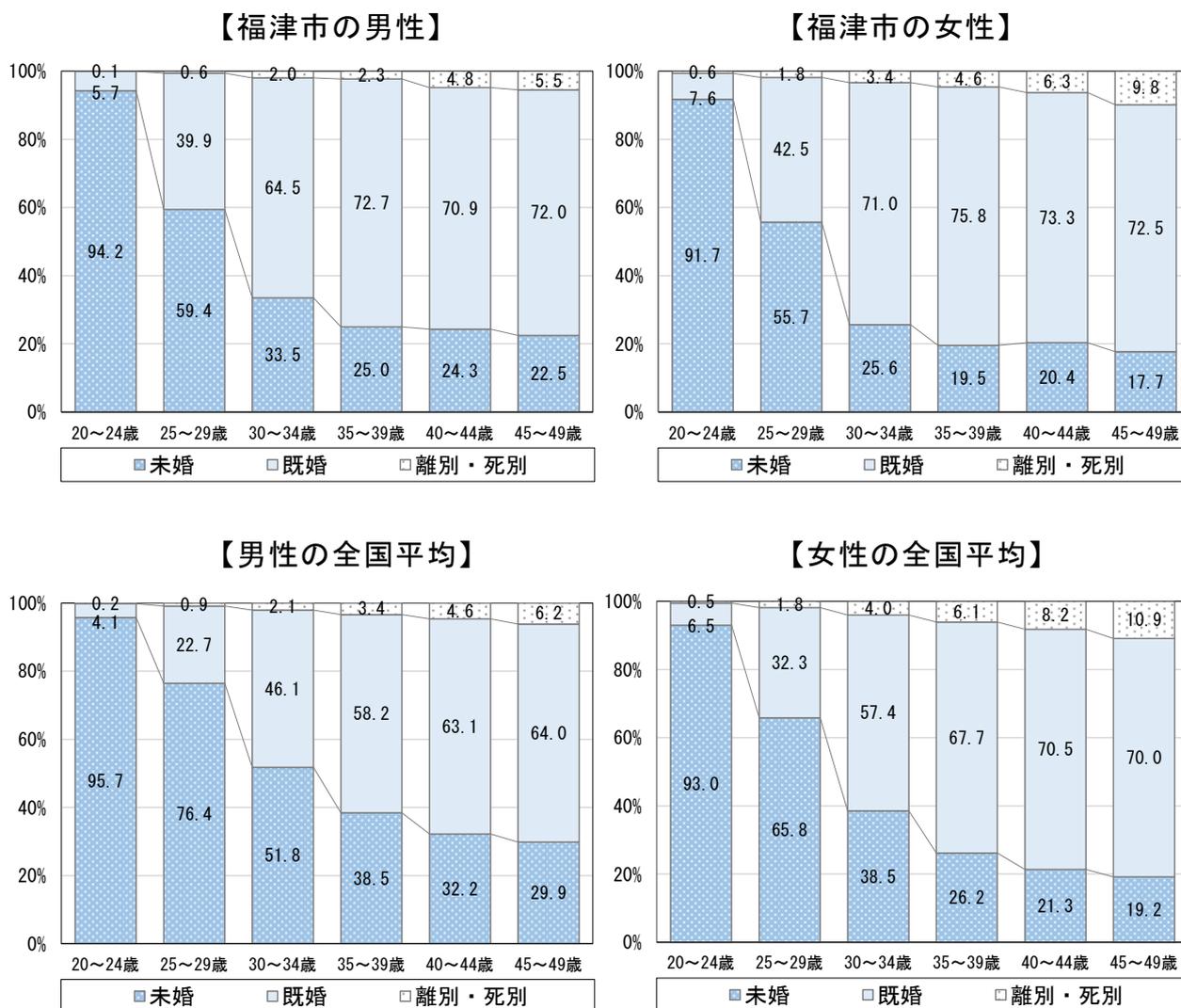
(3) 婚姻の状況

令和2年国勢調査により性別・年齢5歳階級別の婚姻の状況をみると、既婚者率は30～34歳の男性で64.5%、30～34歳の女性で71.0%などとなっており、男女ともに35～39歳が最も高くなっています。

また、未婚者率は年齢区分が上がるにしたがい低下していますが、45～49歳でも男性で22.5%、女性で17.7%が未婚です。離別・死別者率は年齢区分が上がるにしたがい上昇し、45～49歳の男性で5.5%、女性で9.8%となっています。

全国平均と比較すると、本市の既婚者率は、男女ともに各年齢区分で全国平均より高く、離別・死別者率は、男女ともに各年齢区分で、おおむね全国平均より低くなっています。

性別・年齢5歳階級別の婚姻状況率



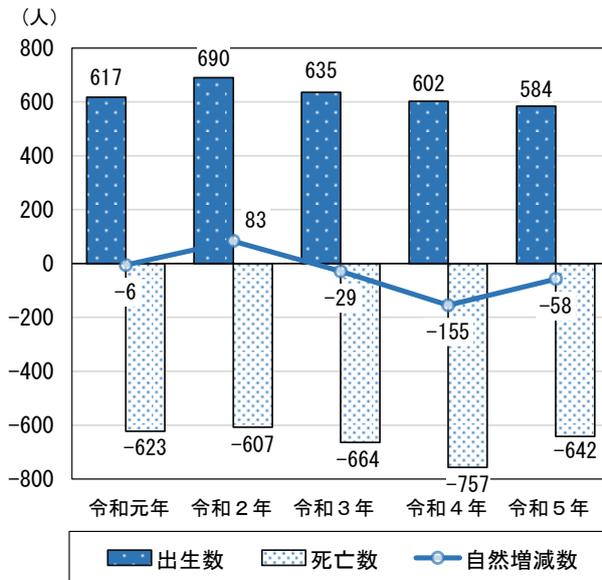
資料：令和2年国勢調査（配偶関係不詳者を除いて割合を算出している）

(4) 人口動態の推移

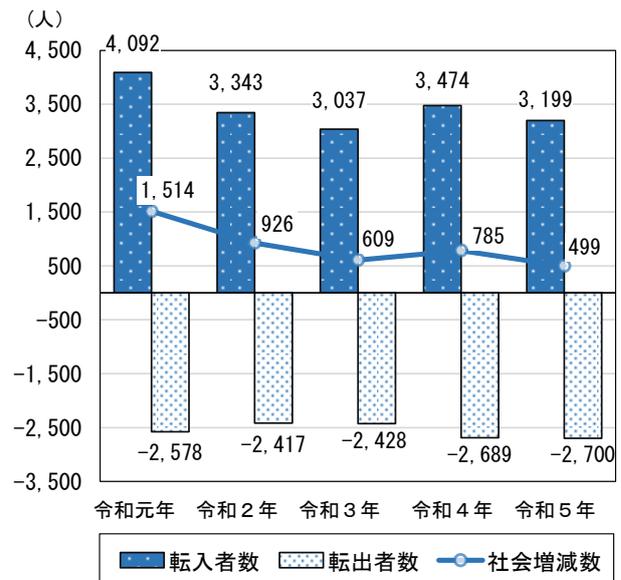
近年の本市の自然動態は、令和2年を除き自然減で推移し、社会動態は、社会増で推移しているものの減少傾向にあります。

また、令和5年の5歳階級別の転入と転出をみると、15～19歳と20～24歳、80～84歳では転出が転入を上回っていますが、これ以外の年齢区分は転入が多く、特に25～29歳、30～34歳が多くなっています。

自然動態の推移

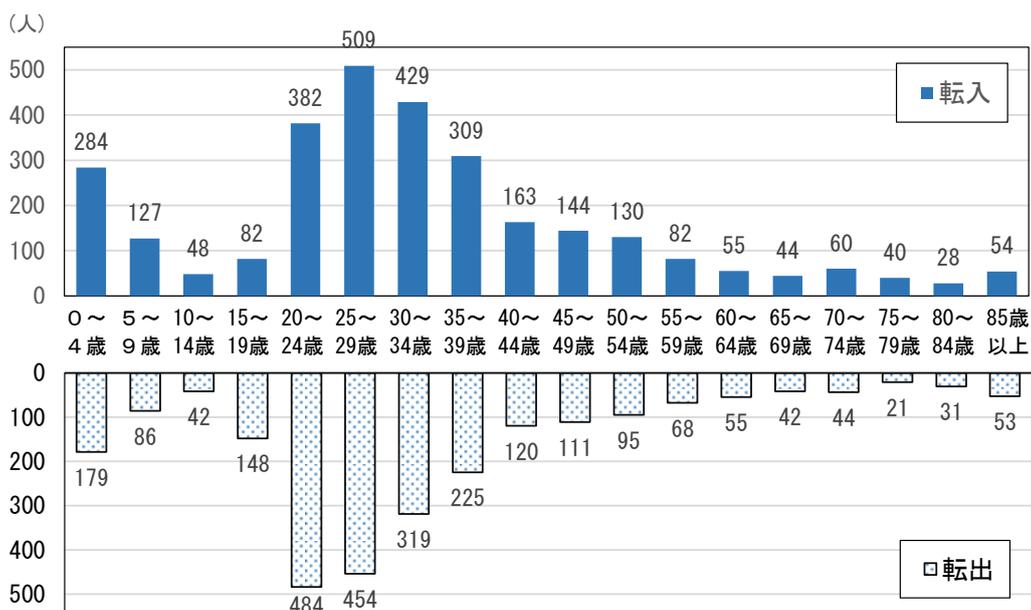


社会動態の推移



資料：人口動態統計（各年1月～12月）

5歳階級別転入と転出の状況（令和5年）

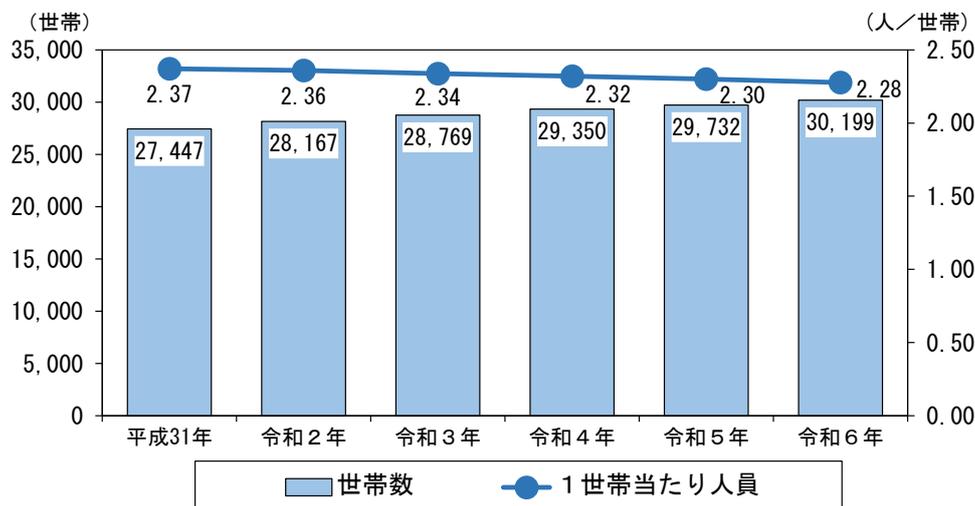


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

(5) 世帯数の推移

令和6年3月末現在の住民基本台帳による本市の世帯数は30,199世帯で、1世帯当たり人員は2.28人となっています。世帯数は年々増加していますが、1世帯当たり人員は減少傾向で推移しています。

■ 世帯数の推移

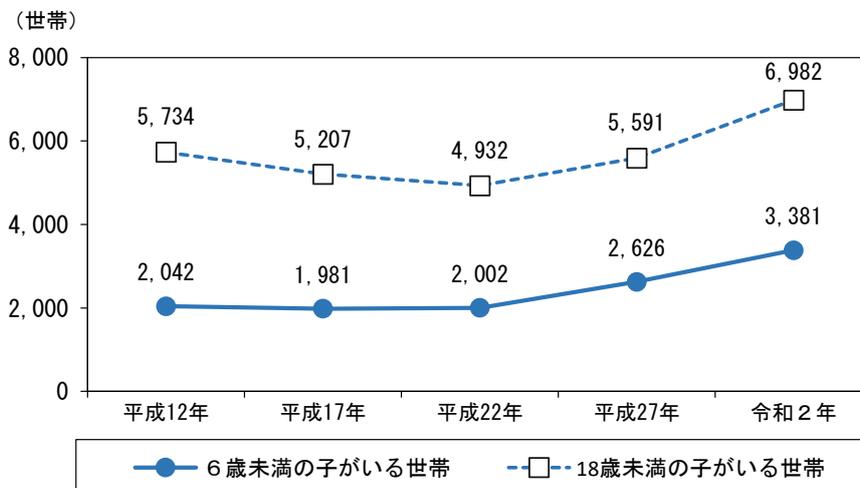


資料：住民基本台帳（各年3月末）

(6) こどものいる世帯

国勢調査による「6歳未満のこどものいる世帯」、「18歳未満のこどものいる世帯」の推移をみると、平成22年以降増加を続け、令和2年には「6歳未満のこどものいる世帯」が3,381世帯、「18歳未満のこどものいる世帯」が6,982世帯となっています。

こどものいる世帯の推移

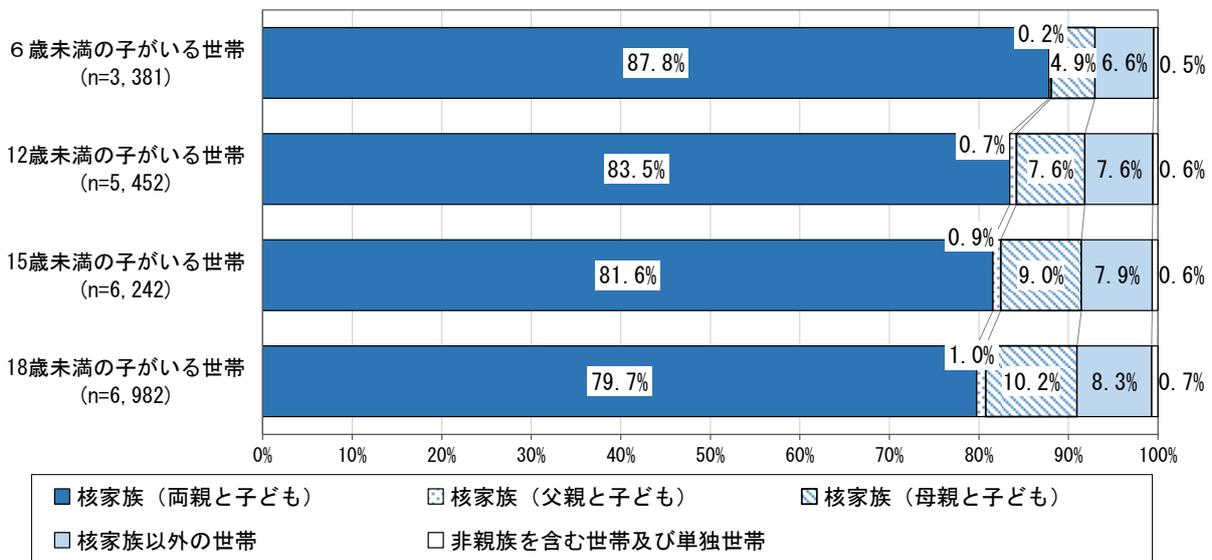


資料：国勢調査（各年10月1日）

令和2年国勢調査により、こどものいる世帯の世帯類型別割合をみると、「両親と子ども」の世帯率は「6歳未満の子がいる世帯」では87.8%ですが、「18歳未満の子がいる世帯」では79.7%と低下し、「母親と子ども」の世帯率は「6歳未満の子がいる世帯」では4.9%ですが、「18歳未満の子がいる世帯」では10.2%と上昇しています。また、父親とこどもの世帯率も0.2%から1.0%に上昇しています。

また、本市の「一番下の子が19歳以下」の母子世帯は462世帯、父子世帯は80世帯となっています。そのうち、「母と子のみの世帯」が335世帯、「父と子のみの世帯」が49世帯あります。

こどものいる世帯の世帯類型別割合



資料：令和2年国勢調査

一番下の子の年齢区分別にみたひとり親世帯数（令和2年）

区分	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
母と子のみの世帯	335	71	119	145
父と子のみの世帯	49	5	23	21
合計	384	76	142	166

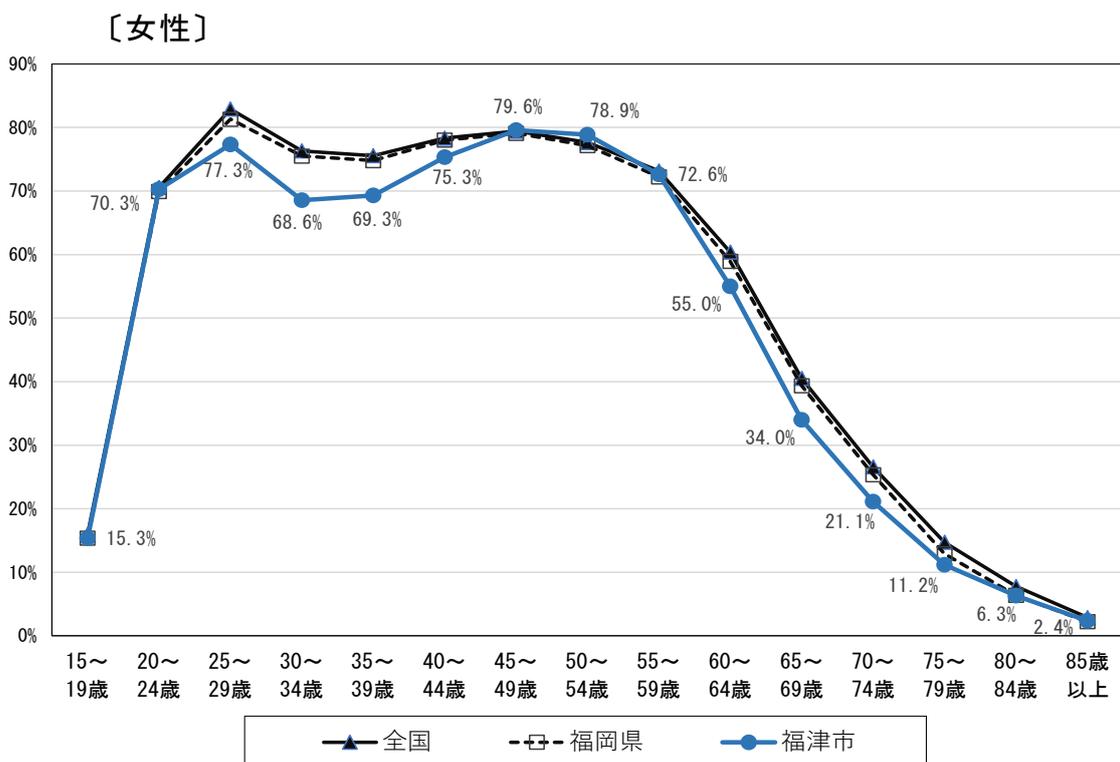
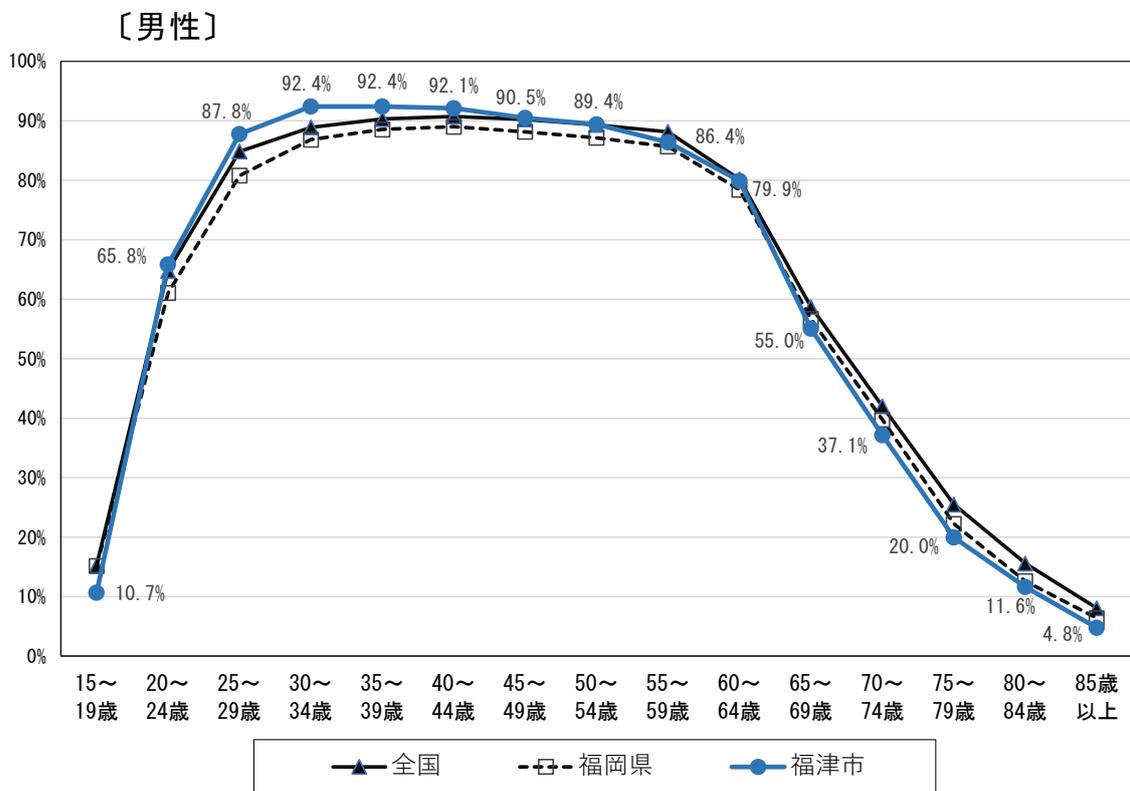
区分	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
他の世帯員との同居も含む母子世帯	462	102	167	193
他の世帯員との同居も含む父子世帯	80	10	33	37
合計	542	112	200	230

資料：令和2年国勢調査

(7) 就労状況

令和2年の国勢調査で男女別・年齢別の就業率をみると、本市は20歳代後半から40歳代前半にかけて、男性の就業率が全国平均や福岡県平均より高く、女性の就業率が全国平均や福岡県平均より低い傾向がみられます。

男女別・年齢別にみた就業率（令和2年）

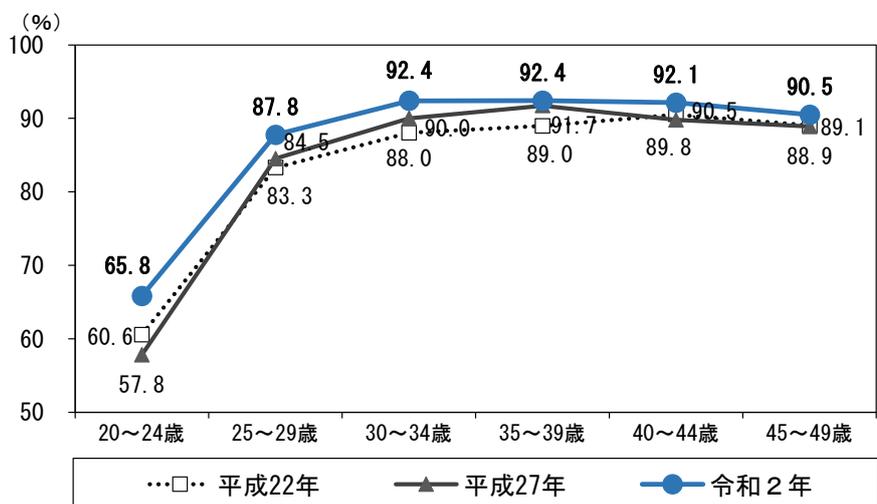


資料：令和2年国勢調査

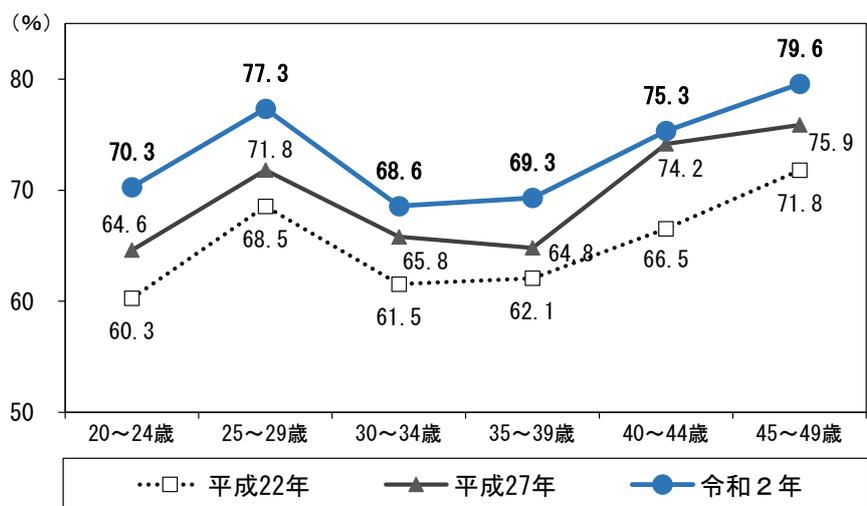
過去3回の国勢調査における本市の就業率の推移をみると、男女とも、20歳代から40歳代前半にかけて、就業率は上昇傾向にあります。

就業率の推移

〔男性〕



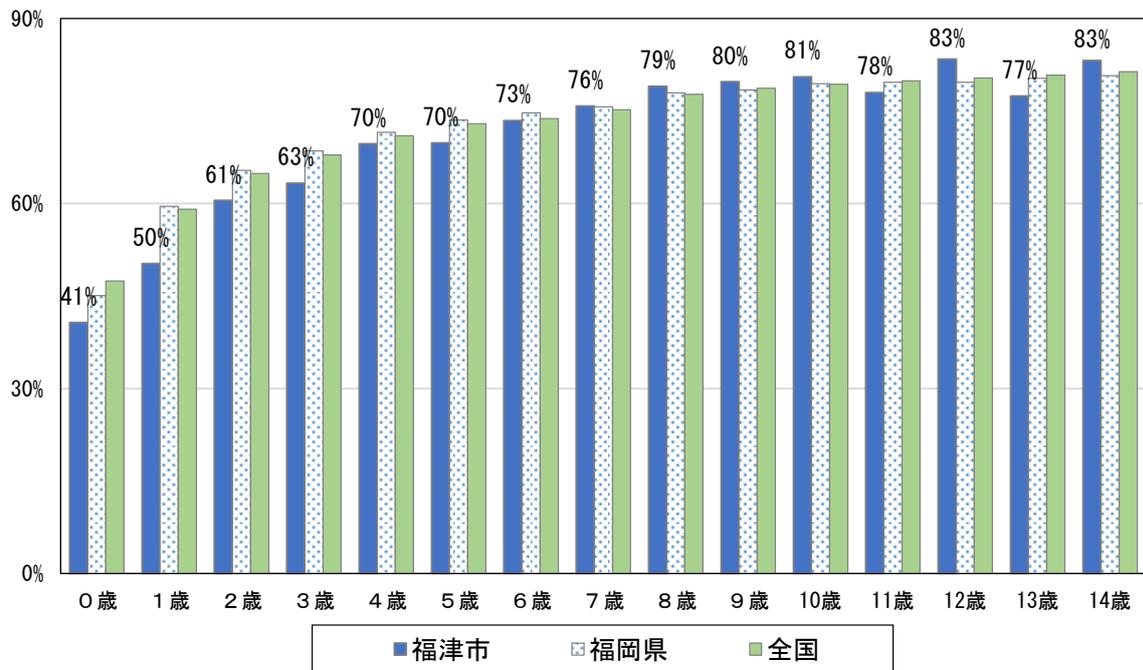
〔女性〕



資料：国勢調査

夫婦世帯における一番下のこどもの年齢別にみた女性の就業率は、本市では一番下の子が7歳から10歳、12歳と14歳では福岡県平均や全国平均と比べ同程度または若干高いものの、これら以外の年齢では県平均や全国平均を下回っています。特に1歳では、県平均や全国平均と比べ、およそ10ポイント低くなっています。

一番下の子の年齢別にみた女性の就業率（令和2年）



資料：令和2年国勢調査

2 アンケートによる市民ニーズ

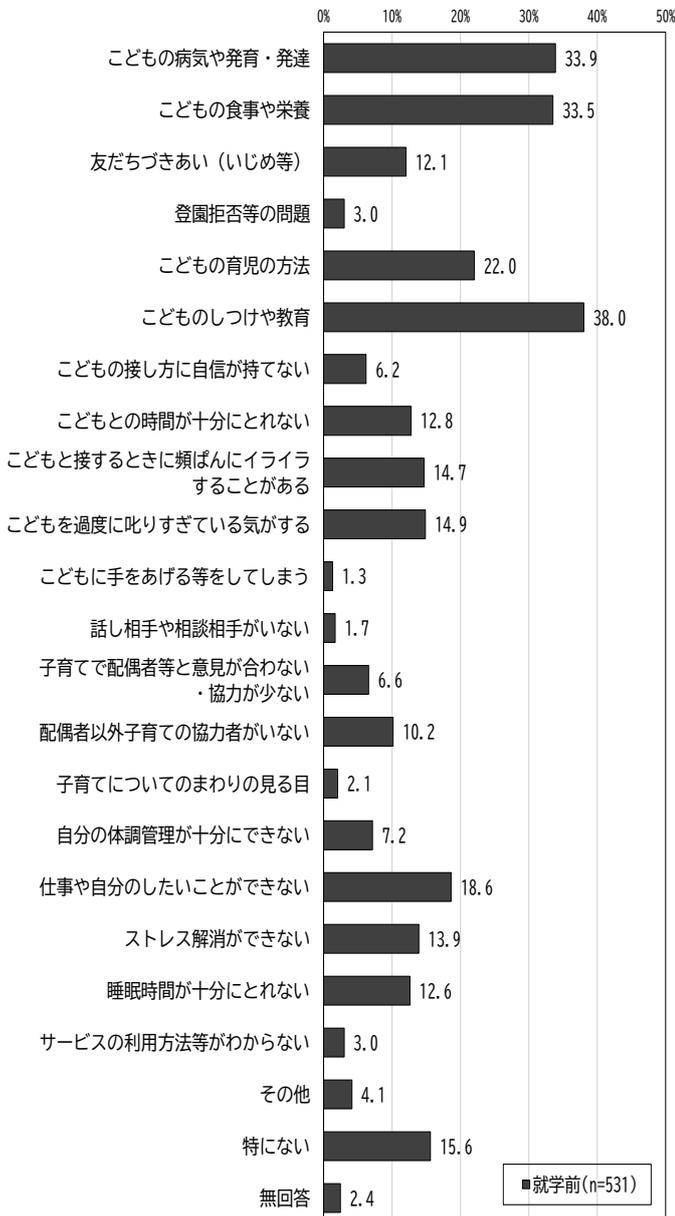
子育て中の保護者や小中学生・若者へのアンケート調査の結果概要は、以下のとおりです。

(1) 就学前児童・小学生の保護者へのアンケート調査

「子育てに関する悩みや気になること」をたずねたところ、就学前児童の保護者では「こどものしつけや教育」、小学生の保護者では「友だちづきあい（いじめ等）」が第一位にあがっています。

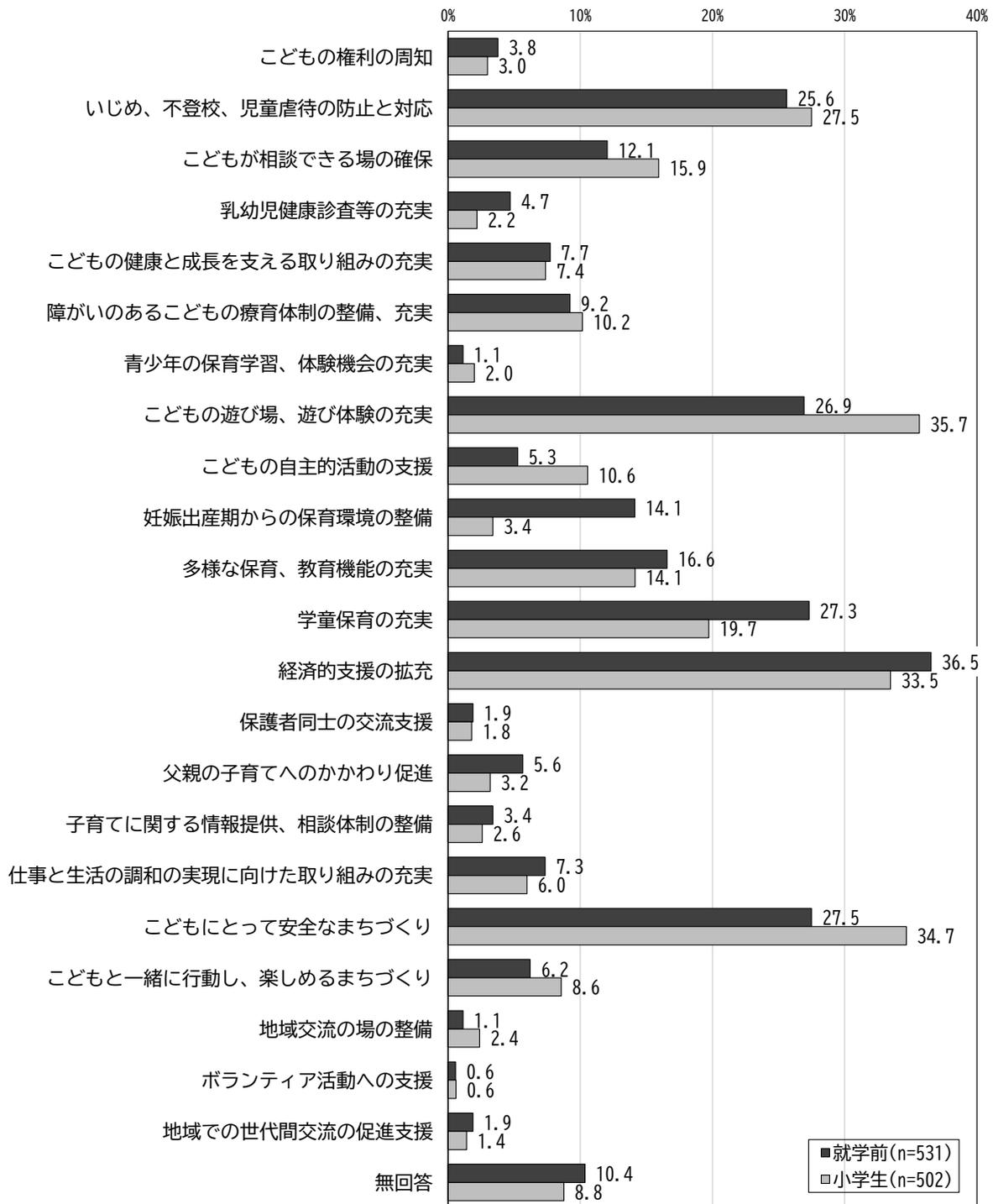
第二位以下には、「こどもを過度に叱りすぎている気がする」や「こどもに手をあげる等をしてしまう」などといった回答もあり、保護者の心身のケアを図る施策を進めていく必要があります。

子育てに関する悩みや気になること



「重要度の高い子育て支援策」では、「経済的支援の拡充」や「子どもにとって安全なまちづくり」、「こどもの遊び場、遊び体験の充実」、「学童保育の充実」、「いじめ、不登校、児童虐待の防止と対応」などが上位にあがっており、取り組みを強化していくことが求められます。

重要度の高い子育て支援策



「重要度の高い子育て支援策」のひとり親世帯の回答状況では、就学前児童のひとり親世帯では、回答者全体と比べ、「いじめ、不登校、児童虐待の防止と対応」がやや割合が高いほかは、「経済的支援の拡充」なども含め、むしろ割合が低い傾向がみられ、小学生の保護者では、「経済的支援の拡充」、「こどもが相談できる場の確保」、「学童保育の充実」、「仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの充実」で回答者全体と比べ、割合が高い傾向がみられます。

重要度の高い子育て支援策のひとり親世帯の回答状況

〔就学前児童の保護者〕（上位8項目のみ表示）

	合計	問27(2) 重要度が高い福津市の子育て支援策							
		いじめ、不登校、児童虐待の防止と対応	こどもにとって安全なまちづくり	学童保育の充実	経済的支援の拡充	こどもの遊び場、遊び体験の充実	妊娠出産期からの保育環境の整備	障がいのあるこどもの療育体制の整備、充実	こどもの健康と成長を支える取り組みの充実
全体	531 100.0	136 25.6	146 27.5	145 27.3	194 36.5	143 26.9	75 14.1	49 9.2	41 7.7
うちひとり親	16 100.0	5 31.3	4 25.0	4 25.0	3 18.8	3 18.8	2 12.5	2 12.5	2 12.5

〔小学生の保護者〕（上位7項目のみ表示）

	合計	問24(2) 重要度が高い福津市の子育て支援策						
		経済的支援の拡充	こどもが相談できる場の確保	こどもの遊び場、遊び体験の充実	こどもにとって安全なまちづくり	いじめ、不登校、児童虐待の防止と対応	学童保育の充実	仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの充実
全体	502 100.0	168 33.5	80 15.9	179 35.7	174 34.7	138 27.5	99 19.7	30 6.0
うちひとり親	25 100.0	10 40.0	9 36.0	7 28.0	9 36.0	6 24.0	6 24.0	6 24.0

(2) 小5・中2の本人とその保護者へのアンケート調査

小5・中2の本人とその保護者へのアンケート調査は、生活習慣や意識などをたずねるとともに、「こどもの貧困問題」の実態をみるために、“生活困難世帯”の分析を行いました。

“生活困難世帯”は、以下の「低所得指標」「困窮指標」「剥奪指標」の3つの指標のいずれかに該当する世帯とし、これらに1つでも回答がない場合は、世帯区分不明としました。

その結果、今回の調査では、回答世帯の約16%が“生活困難世帯”となりました。

“生活困難世帯”の判別基準

指標	判別基準
低所得指標	等価世帯年収が「128万円以下」
困窮指標	以下の回答に1つ以上該当 ①世帯の経済的なゆとりが「大変苦しい」 ②お金が足りず必要な食料が買えなかったことが「よくあった」 ③お金が足りず必要な衣料が買えなかったことが「よくあった」 ④様々な料金が未払いになったことがある
剥奪指標	以下の回答に1つ以上該当 ①家庭の経済的な状況から考えて「高校まで」の進学 ②こどもに十分な食事や衣服を与えることができないことを悩んでいる ③習いごとやほしい物など、こどもが望む環境を与えることができないことを悩んでいる ④お金が足りず病院にかかれなかったことが「よくあった」

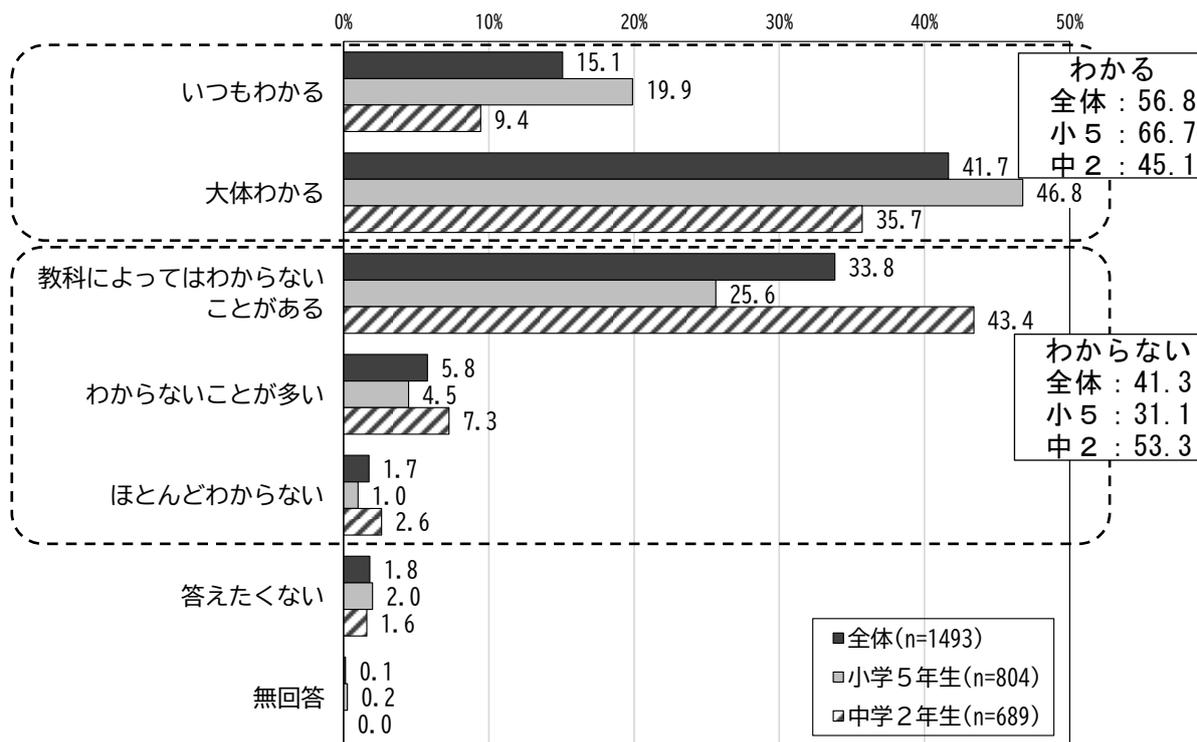
“生活困難世帯”の割合

		件数	構成比
小学 5年生	生活困難世帯	79	16.2%
	それ以外の世帯	365	75.0%
	世帯区分不明	43	8.8%
	回答者合計	487	100.0%
中学 2年生	生活困難世帯	63	16.5%
	それ以外の世帯	269	70.2%
	世帯区分不明	51	13.3%
	回答者合計	383	100.0%

小5・中2の本人に「学校の授業でわからないことの有無」をたずねたところ、「教科によってはわからないことがある」、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』が“小学5年生”は31.1%、“中学2年生”は53.3%あります。

“生活困難世帯”はその割合が高い傾向がみられることから、学習へのよりきめ細かな支援を行っていく必要があります。

学校の授業でわからないことの有無



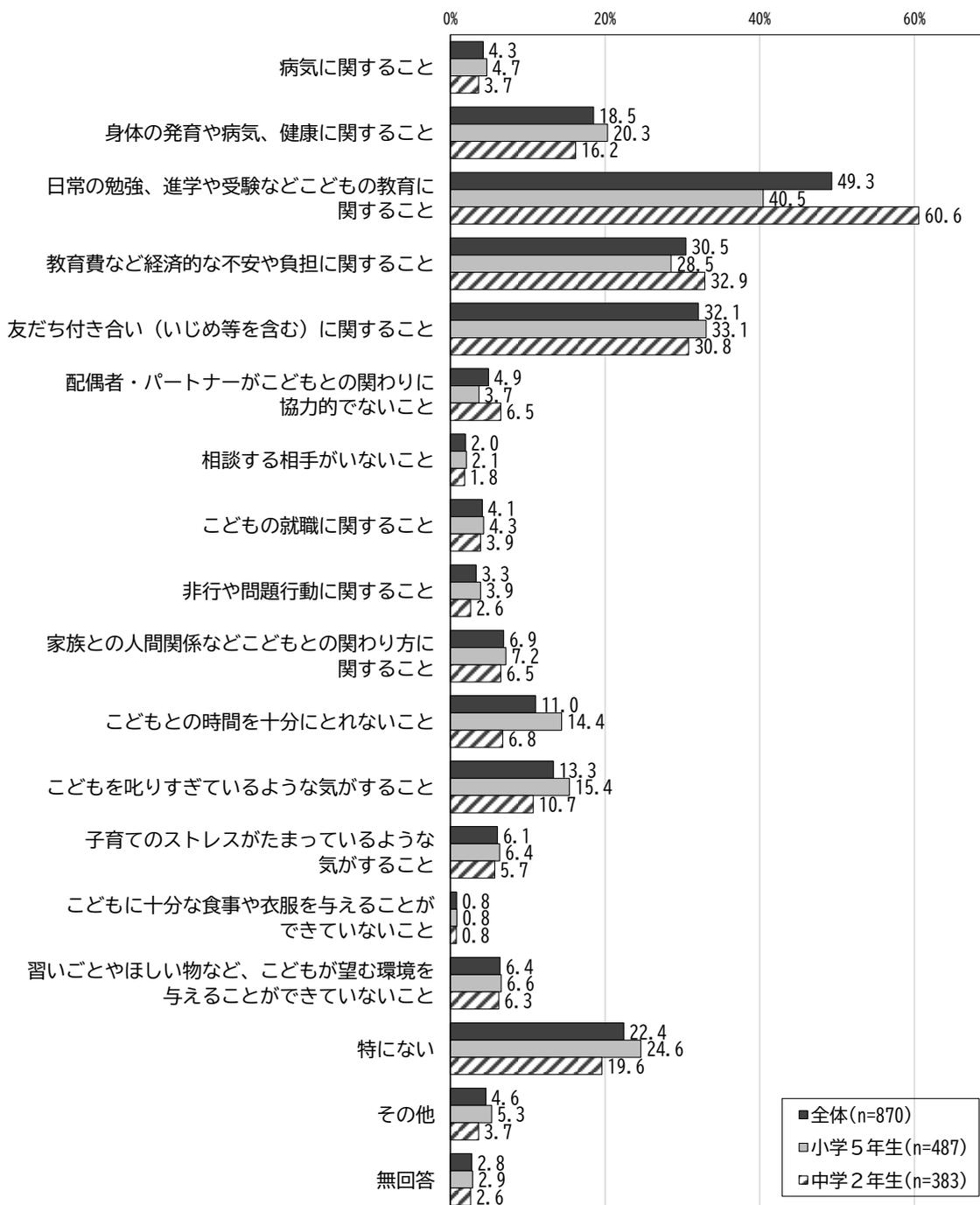
生活困難の区分でみた「学校の授業でわからないことの有無」

	合計	問17 学校の授業にわからないこと							統合	
		いつもわかる	大体わかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	答えたくない	無回答		
全体	1493	225	622	505	86	26	27	2	617	
	100.0	15.1	41.7	33.8	5.8	1.7	1.8	0.1	41.3	
生活困難世帯の判別	生活困難世帯	142	15	53	52	11	7	4	0	70
		100.0	10.6	37.3	36.6	7.7	4.9	2.8	0.0	49.3
	それ以外の世帯	633	117	274	199	24	6	12	1	229
	100.0	18.5	43.3	31.4	3.8	0.9	1.9	0.2	36.2	
不明世帯	不明	718	93	295	254	51	13	11	1	318
		100.0	13.0	41.1	35.4	7.1	1.8	1.5	0.1	44.3

小5・中2の保護者に「こどものことでの悩みや気になること」をたずねたところ、「こどもの教育」や「経済的な不安や負担」、「友だちづきあい」などが多くあがっており、中2の保護者では特に「こどもの教育」の割合が高くなっています。

また、“生活困難世帯”の保護者では、それ以外の層に比べ、多くの項目で高い割合となっています。

こどものことでの悩みや気になること



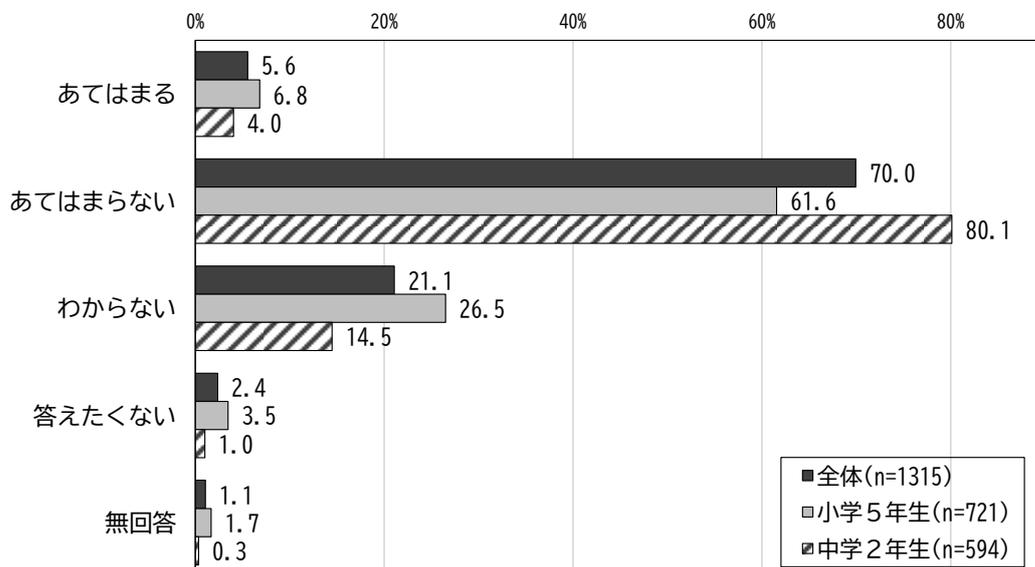
生活困難の区分でみた「子どものことでの悩みや気になること」

	合計	問22 子どものもことで悩んでいることなど									
		病気に関すること	身体の発育や病気、健康に関すること	日常の勉強、進学や受験など子どもの教育に関すること	教育費など経済的な不安や負担に関すること	友だち付き合い(いじめ等を含む)に関すること	配偶者・パートナーが子どもとの関わりに協力的でないこと	相談する相手がいないこと	子どもの就職に関すること	非行や問題行動に関すること	
全体	870 100.0	37 4.3	161 18.5	429 49.3	265 30.5	279 32.1	43 4.9	17 2.0	36 4.1	29 3.3	
生活困難世帯の判別	生活困難世帯	142 100.0	11 7.7	42 29.6	91 64.1	98 69.0	53 37.3	7 4.9	6 4.2	14 9.9	10 7.0
	それ以外の世帯	634 100.0	24 3.8	110 17.4	314 49.5	154 24.3	211 33.3	31 4.9	10 1.6	20 3.2	17 2.7
	不明	94 100.0	2 2.1	9 9.6	24 25.5	13 13.8	15 16.0	5 5.3	1 1.1	2 2.1	2 2.1

	合計	問22 子どものもことで悩んでいることなど									
		家族との人間関係など子どもとの関	子どもとの時間を十分に取れないこ	子どもを叱りすぎているような気が	子育てのストレスがたまっているよ	子どもに十分な食事や衣服を与える	習いごとやほしい物など、子どもが	特にな	その他	無回答	
全体	870 100.0	60 6.9	96 11.0	116 13.3	53 6.1	7 0.8	56 6.4	195 22.4	40 4.6	24 2.8	
生活困難世帯の判別	生活困難世帯	142 100.0	17 12.0	32 22.5	31 21.8	20 14.1	7 4.9	56 39.4	10 7.0	13 9.2	0 0.0
	それ以外の世帯	634 100.0	41 6.5	59 9.3	74 11.7	31 4.9	0 0.0	0 0.0	163 25.7	20 3.2	0 0.0
	不明	94 100.0	2 2.1	5 5.3	11 11.7	2 2.1	0 0.0	0 0.0	22 23.4	7 7.4	24 25.5

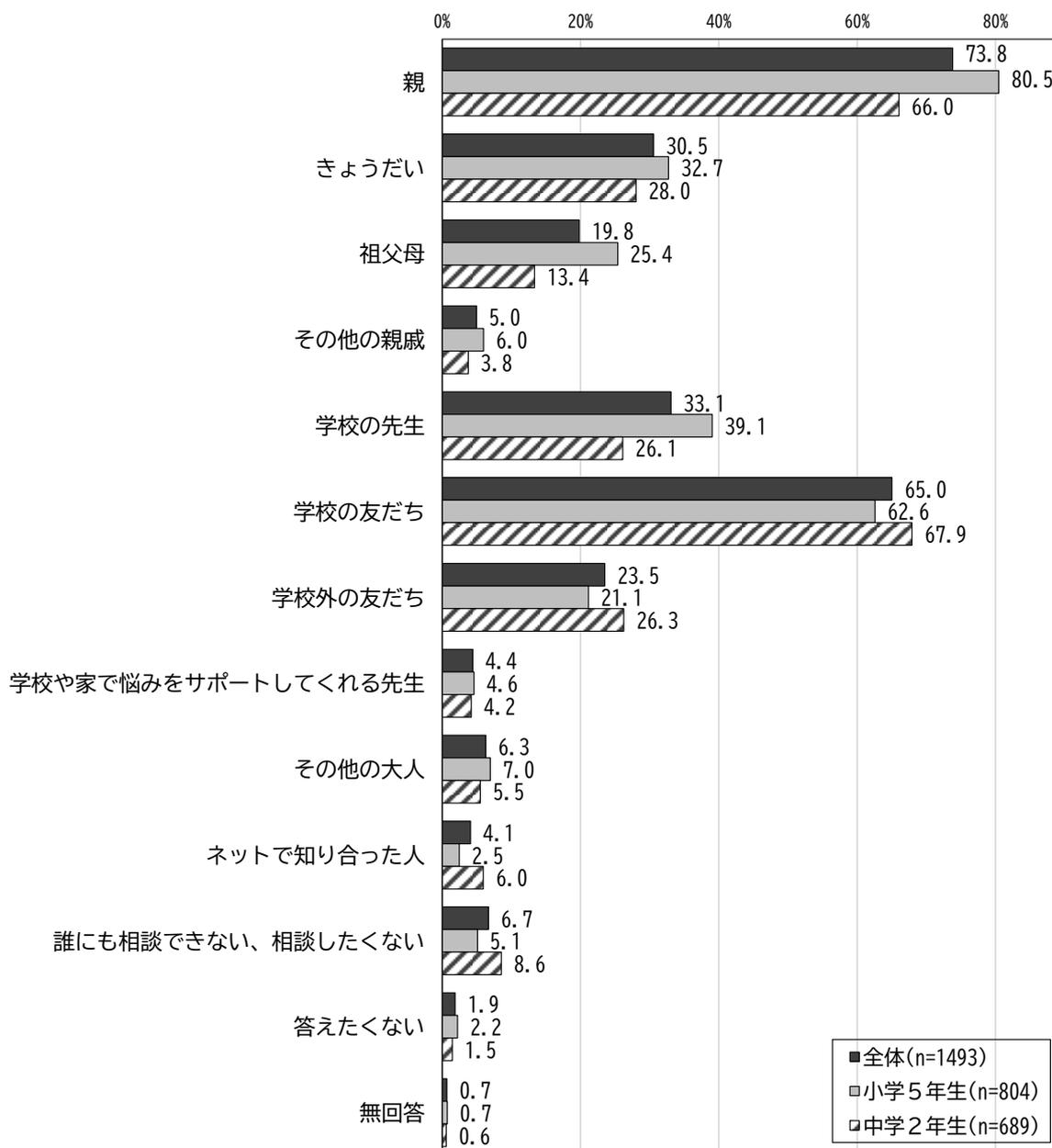
小5・中2の本人に「自分自身がヤングケアラーにあてはまるかどうか」をたずねたところ、“小学5年生”の6.8%、“中学2年生”の4.0%が「あてはまる」と回答しています。あくまで自己認識上の数字ではありますが、こうした回答結果をふまえ、小中学生のヤングケアラーへの支援も進めていく必要があります。

自分自身がヤングケアラーにあてはまるかどうか



小5・中2の本人に「困りごとや悩みごとの相談先」をたずねたところ、「誰にも相談できない、相談したくない」が“小学5年生”で5.1%、“中学2年生”で8.6%みられました。こどもたちが困りごとや悩みごとを気軽に相談し、解決につなぐことができるよう、相談しやすいしくみづくりを進めることが求められます。

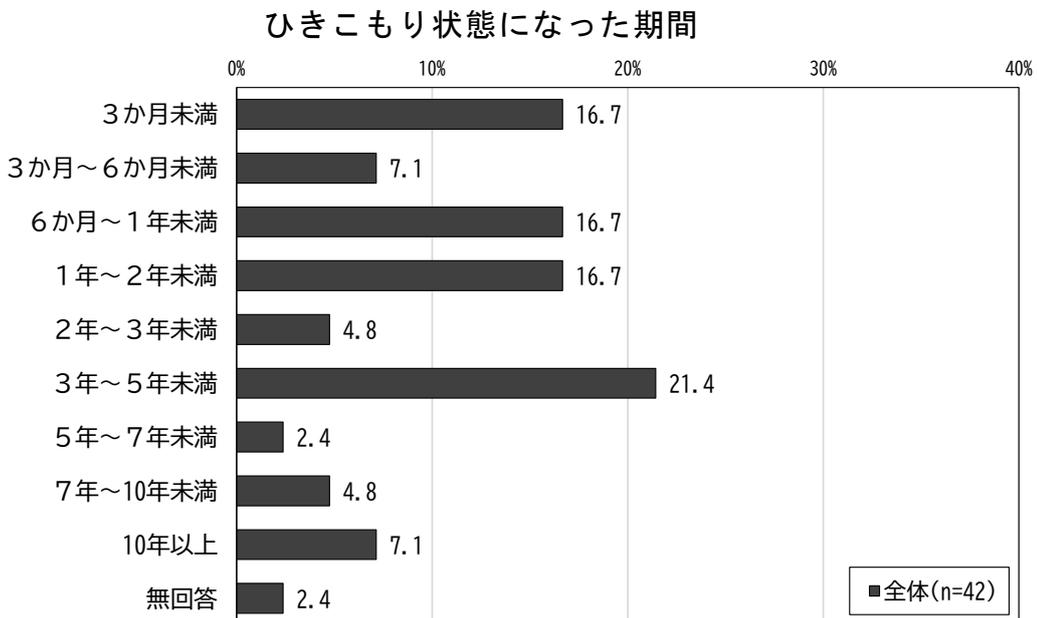
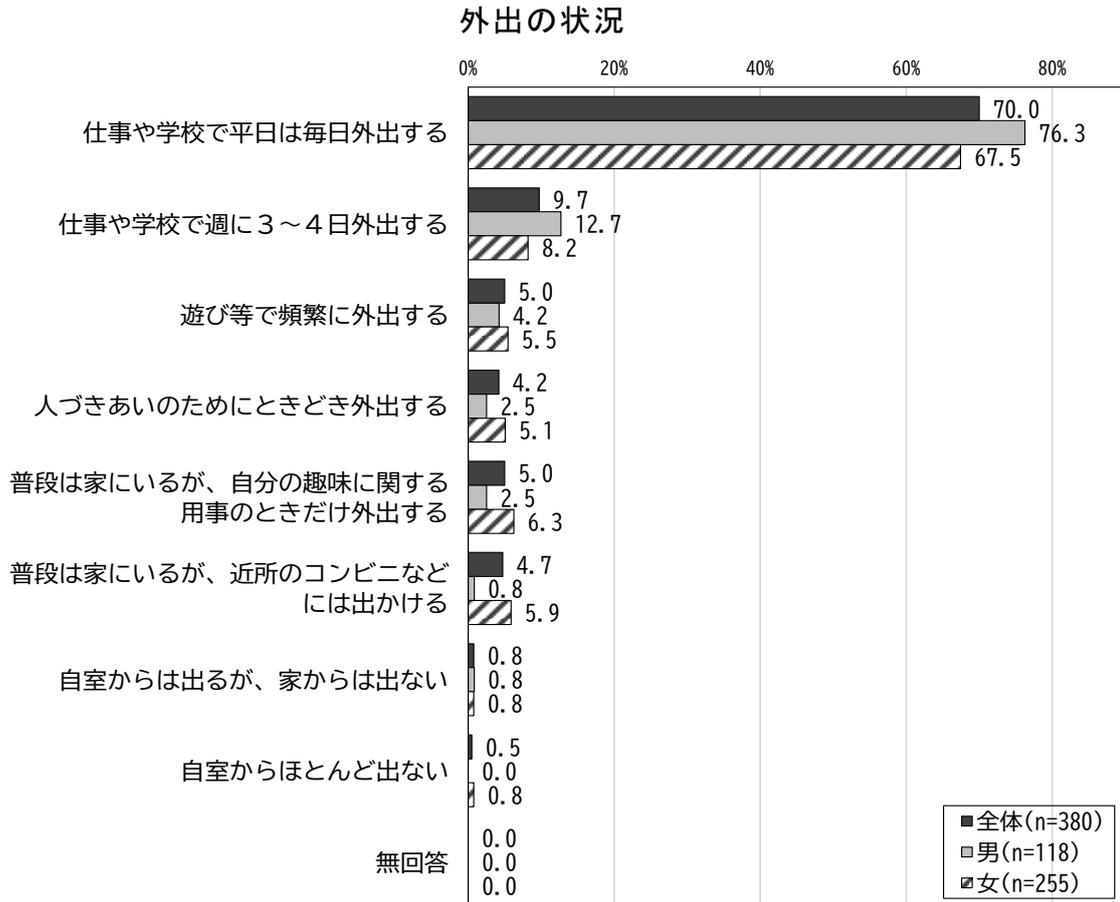
困りごとや悩みごとの相談先



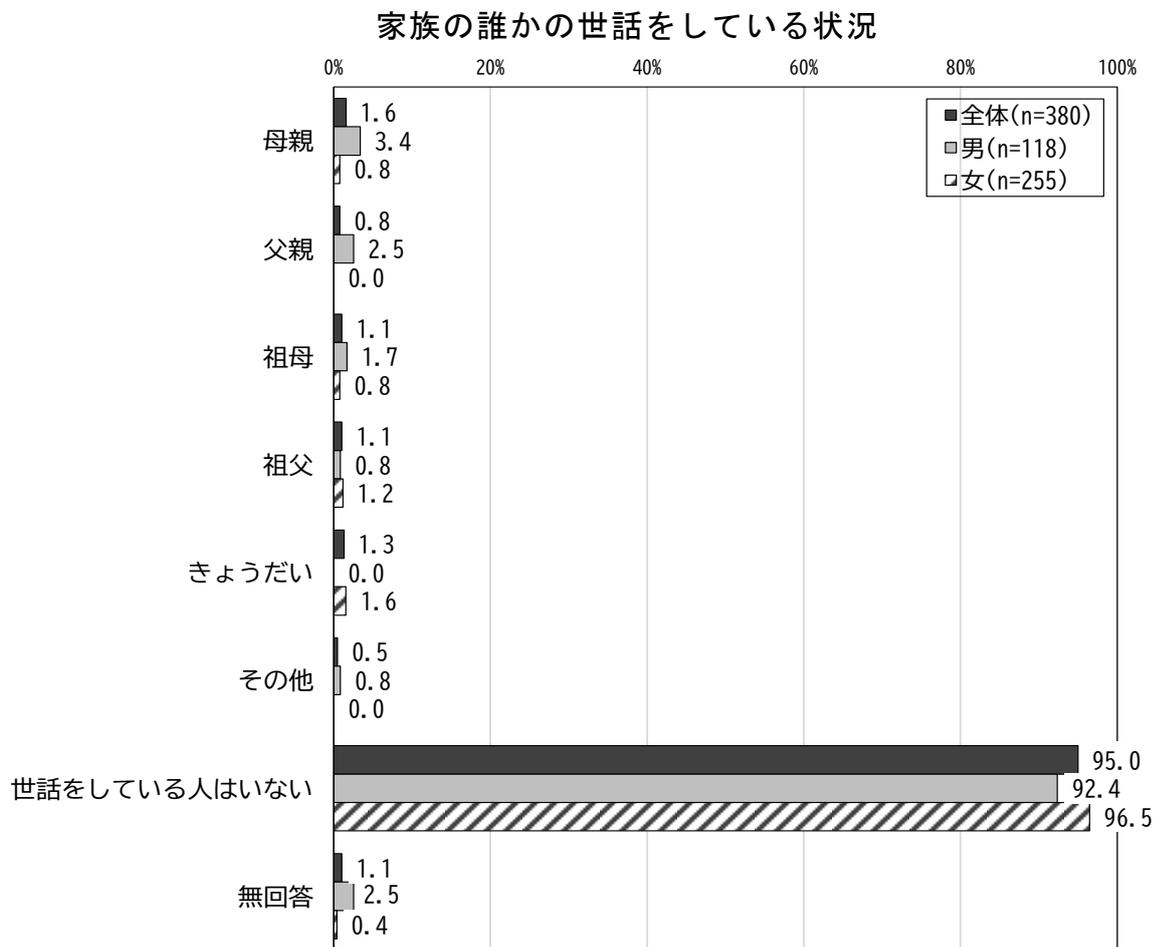
(4) 若者へのアンケート調査

高校生世代から 34 歳までの若者へのアンケートでは、思春期特有の悩みの現状や、「ひきこもり状態」の実態、「ヤングケアラー」の実態などをたずねました。

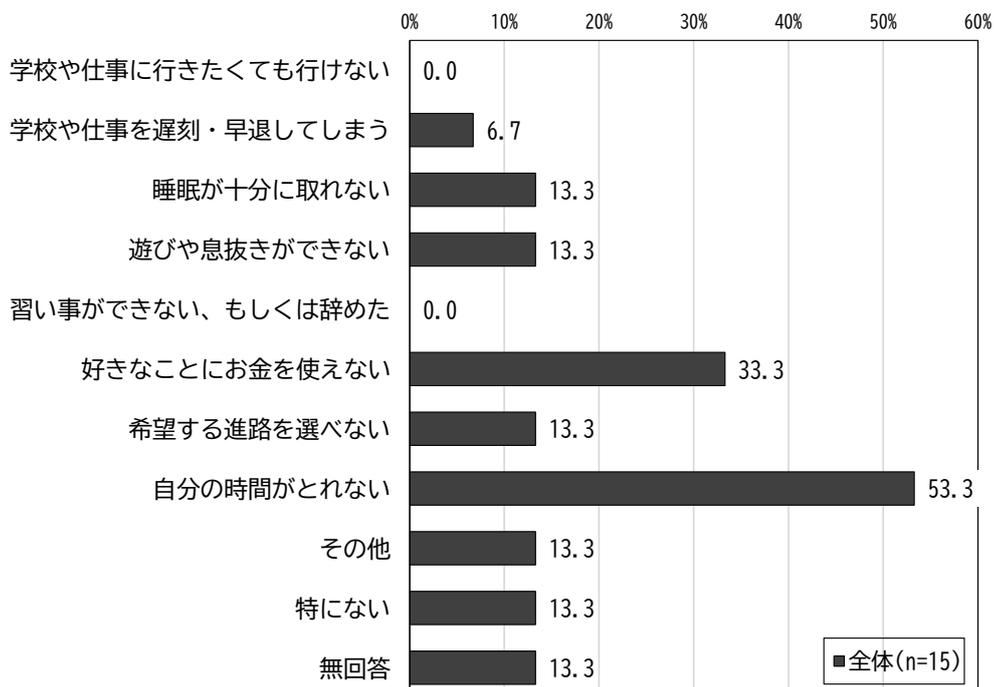
外出の状況の設問では、「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」といった「ひきこもり状態」の若者が少なからずいることが明らかになりました。



また、「家族の誰かの世話をしているか」という設問では、「している」が4%程度あり、世話をしているために、やりたいけどできない「ヤングケアラー」の状態にある若者がいることも明らかになりました。



世話をしているために、やりたいけどできないこと



(5) アンケート調査結果の総括

本計画の策定のために実施したアンケート調査から、子ども・若者、子育て中の保護者のいずれにも、生活上の悩みを抱え、相談などの解決手段につながっていないケースがあることがわかりました。また、「経済的支援の拡充」や「居場所」などに高いニーズがあることもわかりました。

ヤングケアラーや、ひきこもり状態の若者などを含め、様々な困難を抱えている子ども・若者、子育て中の保護者に対して、ニーズに沿ったきめ細かな支援を行っていくことが求められます。

アンケート調査から読み取れること

アンケート調査結果	必要な対策
◇子育て中の保護者は、様々なことに悩んでいる	→保護者のリフレッシュや仕事と生活の調和を図る取り組みを引き続き推進することが求められる
◇叱りすぎや、虐待の疑いもアンケートからは示唆される	→保護者の心身のケアを図る施策を進めていく必要がある
◇「経済的支援の拡充」へのニーズが高い	→国の政策もあいまって経済的な支援は進んだが、さらに可能な施策を検討していく必要がある
◇「安全なまちづくり」へのニーズが高い	→防災・防犯・交通安全の取り組みを引き続き進めていく必要がある
◇学童保育へのニーズが高い ◇遊び場や、遊び体験へのニーズが高い ◇ひきこもり状態の子ども・若者がいる	→子ども・若者、子育て中の保護者の「居場所」の充実に努めることが期待されている
◇生活困難世帯の子どもたちは、そのことが様々な影響をもたらしている	→「子どもの貧困対策」を一層進めていく必要がある
◇悩みを相談できない状態の子どもがいる	→気軽に相談しやすいしくみづくりを進めることが求められている
◇「家のお金のこと」に悩んでいる子どもたちは、そのことが様々な影響をもたらしている	→「子どもの貧困対策」を一層進めていく必要がある
◇ヤングケアラーの状態にある子ども・若者がいる	→「ヤングケアラー支援」を一層進めていく必要がある

3 第2期計画の推進状況

(1) 基本的施策の推進状況

「福津市第2期子ども・子育て支援事業計画」は、3つの「基本目標」、8つの柱の下、以下の25本の基本的施策を位置づけています。推進状況の概要は、以下のとおりです。

基本的施策1「こどもの権利の周知」

本市では、平成30年度から、令和9年度を目標年度とする「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」を策定・推進しており、基本的施策1～4は、その計画における「こどもの人権」の施策項目です。このうち、基本的施策1「こどもの権利の周知」については、「人権の花運動」「人権作文・標語・ポスターの制作」などによる子どもたち自身の人権教育・学習や、「まちづくり出前講座」での「人権研修」など、一般市民へ人権教育・学習を通して、周知に努めています。

基本的施策2「いじめ、不登校の対応」

基本的施策2「いじめ、不登校の対応」のうち、いじめ防止については、「福津市いじめ防止基本方針」や各学校等の「いじめ防止基本方針」に基づき、スクールソーシャルワーカー等への相談など様々な機会を通じて、いじめを早期に発見し、関係者が連携して対応に努めているところです。

不登校児童生徒への支援については、「福津市教育支援センターひだまり」への通級などの取り組みを行っており、令和6年4月に「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」を策定するなど、よりきめ細かな指導・支援をめざした取り組みを進めています。

基本的施策3「児童虐待の防止」

令和4年度の要保護児童は68人、要支援児童は229人、児童虐待相談件数は275件ありました。

児童虐待防止においては、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議で支援方針を協議・決定し、複数の担当者で対応にあたるほか、令和2年から宗像警察署・宗像児童相談所とともに「宗像・福津児童虐待防止プロジェクト」を立ち上げ、主任児童委員や青少年指導員等の協力を得ながら啓発活動に力を入れています。また、虐待対応専門員等を配置し、専門性を高めた「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年4月に設置しました（令和6年4月に「子育て世代包括支援センター」機能とあわせ「こども家庭センター」に移行）。

基本的施策4「こどもが相談できる場の確保」

こども自身の相談は、学校・保育園等の先生が第一義的な相談相手であり、スクールソーシャルワーカーなど専門の相談員による相談事業も行っています。

学校以外の相談先として家庭児童相談室の周知を、小中学校を通じて行っていますが、こども自身からの相談実績は現在までないのが実情です。

引き続き、家庭や学校で相談できないこどものための相談窓口の設置について検討が必要です。

基本的施策5「こどもの健康と成長を支える取組の充実」

基本的施策5と基本的施策11は、母子保健分野の施策であり、基本的施策5は健康管理に、基本的施策11は子育て不安の解消に主眼があります。

いずれも、母子健康手帳の配布時にお母さんとつながり、健康上の課題がある方を中心に、安全な出産にむけて指導・支援を行うとともに、産後は、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、予防接種などを通じて、疾病等の早期発見と母と子の健康づくりを支援しています。

基本的施策6「障がいのあるこどもの療育体制の整備、充実」

乳幼児健診などで、発達上の課題を把握し、「福津市のびのび発達支援センター」や民間の児童発達支援事業所などでの療育につないでいます。また、保育所等では、保育士の加配等を通じて、障がい児の受け入れを行うとともに、市立大和保育所では看護師を配置し、医療的ケア児を受け入れる体制を確保しています。

学校教育では、障がいのある児童・生徒を可能な限り地域の小中学校で受け入れ、一人ひとりの状況に応じた「個別の支援計画・指導計画」に基づき、関係教職員等が連携しながら特別支援教育を推進しています。

また、学童保育について、障がい児を受け入れるための職員確保に努めています。

基本的施策6の課題としては、3歳児健診以降の発達上の課題を見逃さないようにすること、コーディネーターの配置など、地域での医療的ケア児支援を強化していくことなどがあげられます。

基本的施策7「青少年の健全育成の推進」

福岡県では、平成12年から「青少年アンビシャス運動」という独自の青少年運動を展開しており、第2期計画期間において、本市でも、7地域の「アンビシャス広場」（放課後や休日の居場所）の活動のほか、「福津市青少年育成市民の会」と教育委員会の共催による「コミュニティフェスタ」など、様々な活動を展開しています。

基本的施策 8 「こどもの遊び場、遊び体験の充実」

基本的施策 7 の「アンビシャス広場」の活動のほか、郷育推進課関連の「親子野外活動支援事業」や子ども会育成会の主催事業、こども課関連の「児童センターフクスタ」での体験教室などにより、藍染めなど、様々な遊び体験が行われています。令和 2～4 年度にかけては新型コロナの影響により休止を余儀なくされた事業もありましたが、その後は順次、再開しています。

基本的施策 9 「こどもの自主的活動の支援」

「こどもの自主的活動」として、子ども会育成会によるジュニアリーダーの育成活動や、「児童センターフクスタ」の企画に子どもたちが関わる「フクスタ倶楽部」の活動などが行われています。「フクスタ倶楽部」は、平成 25 年のフクスタ開設時と比べ、参加児童が減っており、自主的な活動への意欲を引き出す工夫を行っていくことが課題です。

基本的施策 10 「保育、教育環境の整備」

本市には、令和 6 年度末時点で就学前教育・保育施設として、幼稚園 3 園、認可保育所 12 園、認定こども園 3 園、小規模保育施設 8 園、事業所内保育施設 1 園、企業主導型保育施設 10 園、ベビーシッターなどを含む届出保育施設 13 施設（事業）があります。令和 7 年 4 月には、小規模保育施設 1 園と届出保育施設 1 園が統合し認定こども園（40 人定員）に移行する予定です。

子育て世帯の増加が続いており、令和 6 年度現在も、入所待機がある状況です。

各教育・保育施設では、それぞれの園の特色を生かした教育・保育を行い、令和 2～4 年度にかけての全国的な新型コロナの流行下にも、予防措置・感染拡大防止措置をとった上で開園し、教育・保育の確保に努めました。

基本的施策 11 「妊娠出産期からの子育て支援環境の整備」

令和 3 年 1 月に母子保健機能の強化を図る「子育て世代包括支援センター」を、令和 4 年 4 月に児童福祉機能の強化を図る「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、令和 6 年 4 月からはこれらを「こども家庭センター」として統合し、多職種の専門職による相談支援を強化しています。

また、産後ケア事業について、令和元年 10 月からの宿泊型、デイサービス型に続き、令和 3 年 4 月から訪問型も開始したほか、令和 5 年 11 月から、子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・育児支援を含む相談支援が可能となりました。

基本的施策 12 「多様な保育、教育機能の充実」

基本的施策 12 については、地域子ども・子育て支援事業の各サービスの充実に努めました。地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業はいずれも利用者数が増加傾向にあります。

基本的施策 13 「学童保育の充実」

学童保育は、本市では市立 8 か所（うち運営委託 2 か所）、民設民営 2 か所の計 10 か所で実施されています。需要増に対応するため、福間小学校第 5 学童保育所の新設、津屋崎小学校学童保育所の拡充により、令和 6 年度から定員を 75 名増やしています。今後も指導員の確保・育成を図り、供給体制を確保していく必要があります。

基本的施策 14 「経済的支援の拡充」

第 2 期計画期間内に、「新型コロナウイルス感染症長期化に伴う子育て世帯への臨時特別給付」（令和 3 年度）、不妊治療の保険適応（令和 4 年度から）、出産・子育て応援給付金（令和 4 年度から）、「低所得世帯の子ども 1 人あたり 5 万円の給付金」（令和 6 年度）、児童手当の高校生年代までへの拡充等（令和 6 年 10 月から）といった国の制度改革があり、市の制度としては、令和 3 年 4 月から、子ども医療費助成を中学生の通院まで拡大しました。

基本的施策 15 「保護者同士の交流支援」

平成 17 年の福間町・津屋崎町の合併後、福津市では 8 地域で郷づくり推進協議会によるコミュニティ振興を図っていますが、その分野別活動として、「子育てサロン」などが展開されています。

こうした地域や市民の自主的な活動を地域子育てサロン連絡会等を通して、子育て世代包括支援課が側面支援し、子育てを通じた交流を促進しています。

基本的施策 16 「父親の子育てへの関わり促進」

「プレママパパ講座」、「パパと一緒にぴよぴよタイム」など、父親向けの子育て講座を随時開催するとともに、その他の子育て関連事業も含め、父親が参加しやすい土日に実施するなど、事業の工夫に努めています。

基本的施策 17 「子育てに関する情報提供、相談体制の整備」

情報提供については、令和 2 年度に、「福津市こどもの国」と題し、子育て支援ホームページのほか、「子育てサービスマップ」、「子育て支援ガイドブック」、「子育て支援アプリ」の情報やデザインを連動・一体化させ、利便性の向上を図りました。

相談体制については、基本的施策 11 のとおり、令和 6 年 4 月から「こども家庭セン

ター」を開設しています。

基本的施策 18 「仕事と生活の調和の実現に向けた取組の充実」

「仕事と生活の調和」にむけて、第2期計画期間においては、働き方改革関連法により、令和3年4月から「時間外労働の上限規制」が施行されるとともに、改正育児・介護休業法により令和4年4月から「産後パパ育休」が段階的に施行されるなど、国の制度改革が進みつつあり、市においても、商工会等と連携しながら、啓発活動に努めています。

基本的施策 19 「子育てについての学習機会の充実」

子育てに関する講座・イベント等を、母子保健部門をはじめ、「児童センターフクスタ・子育て支援センターなかよし」、「郷育カレッジ」など、各部門で年次計画に基づき実施し、学習機会を提供しています。さらに、より多くの市民に参加してもらえるように、情報発信等、参加を促す働きかけに努めています。

また、学校教育では、「学校運営協議会」を軸に、学校と家庭と地域が連携・共働しながらこどもたちの豊かな成長を支えていくコミュニティ・スクールの仕組みを活用しており、子育て世代を含む地域住民の学びの場となる活動も行っています。

基本的施策 20 「青少年の保育学習、体験の機会の充実」

基本的施策 20 は、学齢期のこどもたちが乳幼児とふれあい、命の大切さを実感したり、子育てに関心が持つことをめざす施策です。新型コロナにより実施できない期間もありましたが、各小中学校において、年次計画に基づき、保育所等への訪問交流などを行い、そうした機会づくりを進めています。

基本的施策 21 「こどもにとって安全なまちづくり」

各学校・保育所等において、安全教育を進めるとともに、地域住民が各学校の登下校時の見守りを行うなど、こどもたちにとって安全なまちづくりを市民と関係機関、行政が共働で進めています。

基本的施策 22 「こどもと一緒に行動し、楽しめるまちづくり」

基本的施策 22 は、公園など公共空間の魅力を高めることをめざす施策です。公共施設については、「福津市公共施設等総合管理計画」やその「個別施設計画」に基づき、計画的に改修等を進めています。公園については、平成12年から継続する「公共エリア環境づくり事業」（通称：アダプトプログラム）などを活用し、地域住民の協力を得ながら、環境美化に努めています。

基本的施策 23 「地域交流の場の整備」

基本的施策 7～9、15 にも掲載している「アンビシャス広場」や「児童センターフクスタ」、「児童センターフクスタ・子育て支援センターなかよし」「子育てサロン」などのほか、市内 12 の保育園・幼稚園で未就園児の交流のための「こどもの広場」を開設しています。

基本的施策 24 「ボランティア活動への支援」

ボランティア活動を行いたい人に、各種情報媒体を通じてボランティアに関する情報提供など、活動支援を行っています。

さらに令和 4 年 7 月に「福津市未来共創センター キッカケラボ」を開設し、ボランティアをはじめ、市民活動を行う個人・団体の支援体制を強化しました。ボランティア等の情報や機会の提供に加え、登録団体に対して、活動場所や情報発信などの支援を行っています。また、活動に必要な地域資源へ、分野・属性を越えたコーディネートを行い、活動者同士の多様な連携も支援しています。

基本的施策 25 「地域での世代間交流の促進支援」

基本的施策 7～9、15 にも掲載している「青少年育成市民の会」や「郷育カレッジ」、「福津市未来共創センター キッカケラボ」などの取り組みによる世代間交流の促進を図っています。

(2) 数値目標の達成状況

数値目標の達成状況は、以下のとおりです。なお、就学前教育・保育の利用量や「地域子ども・子育て支援事業」の利用量については、第5章にも掲載しています。

数値目標の達成状況

成果指標	令和5年度 実績	令和6年度 目標
人権作文、標語、ポスターの製作	全校で実施	全校で実施
人権の花運動の実施	毎年3校園で実施	毎年3校園で実施
要保護児童対策地域協議会の会議開催回数	10回/年	12回/年
家庭児童相談室への相談件数	7,962件	9,000件
子育て世代包括支援センターの設置	設置	設置
養育支援訪問家庭の把握率・訪問実施率	全件把握・実施	全件把握・実施
乳児家庭の把握率・訪問実施率	全件把握・99%実施	全件把握・実施
のびのび発達支援センターの相談件数	2,294件	2,400件
保育所、認定こども園等の障がい児保育の実施施設数	7施設	10施設
児童センターフクスタの利用者数	11,425人	20,000人
特定保育施設、特定地域型保育の認可定員数	1,676人	1,806人
妊婦健診実施回数	6,705人日/年	8,176人日/年
保育所等の一時預かり事業の実施施設数	5施設	10施設
子育て短期支援事業の利用者数	28人日/年	27人日/年
保育所等の延長保育事業の実施施設数	20施設	22施設
病児保育事業の実施施設数	2施設	2施設
男女共同参画指導員の選任施設数	幼保16園小中10校	幼保16園小中10校
学童保育所の利用定員数	900人	1,050人
新制度未移行幼稚園の副食材料費補助の実施	実施	実施
子育て支援センター「なかよし」の育児相談の件数	615件	1,200件
子育て支援センター「なかよし」の育児講座の実施回数、参加者数	20回/年 187人	20回/年 380人
子育て支援センター「なかよし」の利用者数	17,898人	40,000人
保育所等でのこどもの広場の開催	継続実施	継続実施
子育てボランティアの登録者数	69人	30人

4 課題の整理

法制度等の状況や、本市の人口等の統計データの動向、アンケート等による市民ニーズから、計画課題を以下のとおり整理します。

(1) 施策の継承と発展

本市では、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法といった法制度改革の流れの中、旧福岡町、旧津屋崎町時代も含め 20 年以上にわたり、子ども・子育てに関する計画を策定・推進してきました。

子ども基本法による「子ども計画」の策定にあたり、これらの施策を継承しつつ、子ども・若者育成支援など、多分野へのさらなる展開を図る施策を構築するとともに、こどもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めていく必要があります。

(2) 時代に沿った柔軟な施策展開

本市の年少人口は急増を続けてきましたが、今後は減少に転じるものと予測されます。また、幼稚園の認定こども園への移行が進む一方、全国的な保育人材不足の深刻化や、新型コロナの影響による人々のつながりの希薄化など、子育て支援をめぐる社会資源の環境も急激に変わりつつあります。

こうした状況の変化を的確にとらえ、時代に沿った柔軟な施策展開を図っていく必要があります。

(3) 市民ニーズへのきめ細かな対応

本計画の策定のために実施したアンケート調査では、子育て中の保護者から「経済的支援の拡充」や「こどもにとって安全なまちづくり」、「こどもの遊び場、遊び体験の充実」などに高い意向がみられました。

また、ひとり親家庭や貧困家庭、ヤングケアラー、ひきこもり状態の若者が様々な困難を抱えていることも明らかとなりました。こうした市民ニーズへのきめ細かな対応を行っていくことが求められます。

第3章 基本構想

1 基本理念

令和12年を目標年とする「福津市まちづくり基本構想」では、市が目指す将来像「人も自然も未来につながるまち、福津。」とし、こども政策の分野では、「共育」をキーワードに、「誰もが『未来の創り手』として育つまち」を目標像に掲げています。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画では、「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち 福津」を基本理念とし、「こども」「家庭」「地域」の3つの柱で施策を進めてきました。

第2期計画の3つの柱

「こども」 こどもの持っている力を最大限に尊重しよう
「家庭」 家族みんなが子育てや仕事、社会参画を楽しめる家庭にしよう
「地域」 こどもと子育てを喜びを持って支える地域にしよう

こども基本法が制定され、「すべてのこどもたちの権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」がうたわれるとともに、ライフステージに応じて、大人になるまで切れ目なく健やかな成長をサポートするまちづくりが要請されています。

福津市こども計画では、これらのことをふまえ、次世代育成支援、子ども・子育て支援、健やかな成育の支援、ひとり親家庭支援、こどもの貧困対策、若者育成支援などを総合的に推進する基本理念を、第2期計画と同様に、「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち 福津」と定めます。

【基本理念】

こどもの笑顔があふれ、
心豊かに育ちあうまち 福津

こどもは次代を担う社会の宝です。こどもたちの生活と権利が最大限に尊重され、地域ぐるみで子育てを切れ目なく支援し、こどもも保護者も笑顔で健やかに成長し、「福津で育って、福津で育てて良かった」と思えるまちづくりを推進していきます。

2 基本目標

基本理念のもとに、以下の3つの基本目標を設定します。第2期計画の「こども」「家庭」「地域」の3つの柱を踏襲するとともに、国の「こども大綱」や「福岡県こども計画」の施策体系をふまえ、基本目標1でライフステージ別の施策展開を位置づけます。

基本目標1 こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

こどもや子育て家庭が、意見がなかなか言えない立場であることを周囲が認識し、意見表明や参加の機会が保障されるとともに、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。また、こどもや親子連れは、事故や犯罪、災害に対して弱い立場にあり、見守りや支援が欠かせません。安心して遊び、家族や友人とゆったり時間を過ごせる居場所も期待されています。

このため、地域コミュニティの協力を得ながら、こどもの意見を尊重し、権利を守る体制づくりを進めるとともに、安全・安心に生活できる環境づくりを進めます。

基本目標2 こどもの成育過程を通じた包括的な支援

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、青年期と、こどもの成長過程では、様々な困難に直面することがあり、臨機応変に対応することが求められます。保護者にとっても、子育て期は、大きな不安を抱える毎日です。その一方、こどもが様々な遊びや学び、体験を通じて成長し、社会に出ていくことは、関わるすべての人々の喜びであり、財産です。

このため、すべてのこども・子育て世代が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう、様々な関係者が、親身に寄り添いながら、年齢・発達段階に応じて切れ目なく包括的な相談支援を行い、健康をサポートし、地域ぐるみで教育・保育を推進していきます。

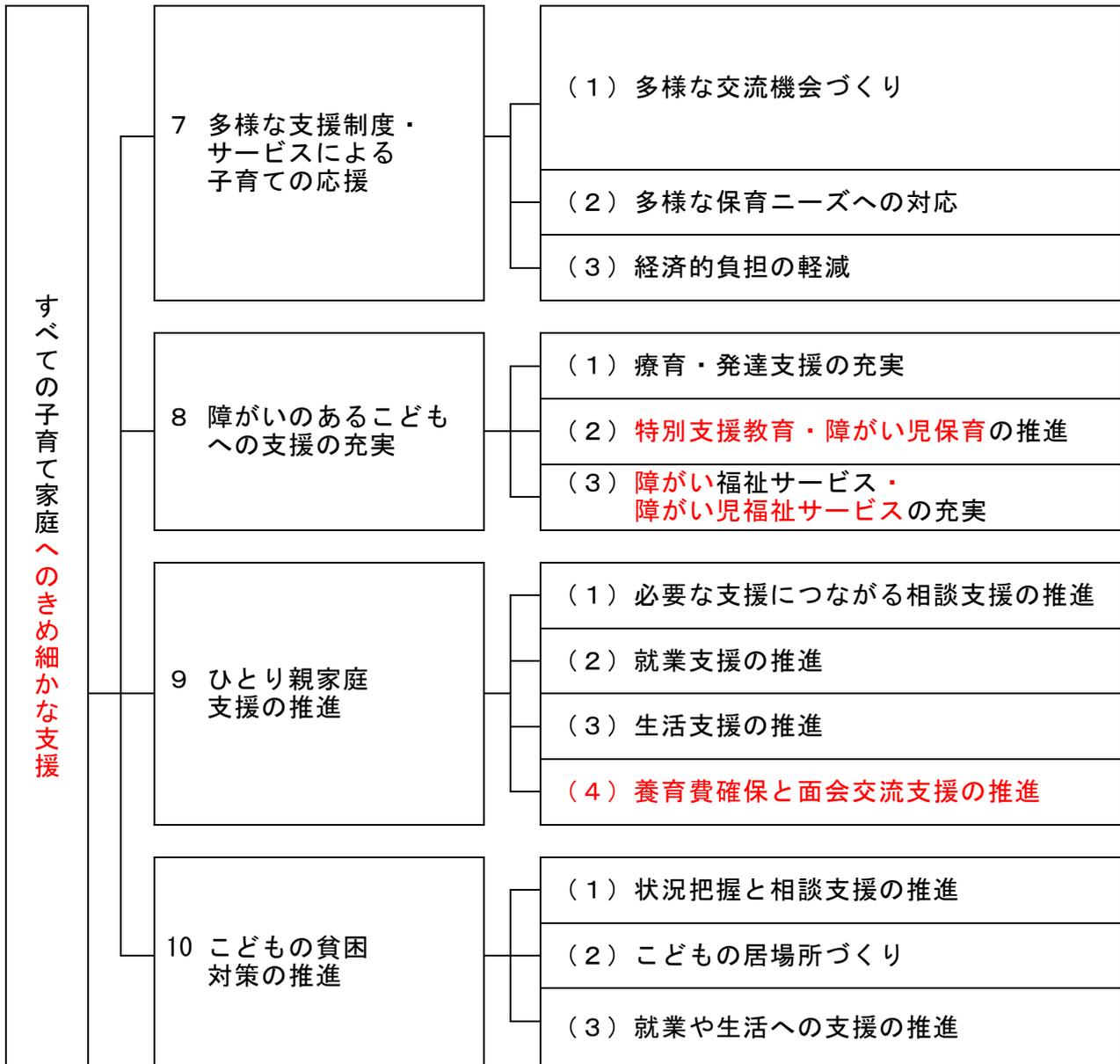
基本目標3 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援

共働き家庭や、夜勤・長期出張など不規則な勤務形態の保護者、障がいのあるこども、ひとり親家庭、生活困窮家庭、海外につながる家庭など、こどもや保護者の心身の状況や置かれる環境は多岐にわたります。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、こどもを授かるまで、乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに、親になることが増えており、祖父母や近隣の人からの支援、協力を得ることも難しい状況があります。

このため、すべての子育て家庭が、必要なときに、必要な制度・サービスを受けられる体制づくりを進めていきます。

3 施策体系

基本 目標	主要施策	個別施策
育つことが安心して暮らし、 育つことができる環境づくり	1 こどもの権利の保障	<ul style="list-style-type: none"> (1) こどもの人権・権利を守る まちづくりの推進 (2) 要保護児童・要支援児童対策の推進 (3) 男女共同参画による子育ての推進 (4) 政策形成過程へのこどもの意見の反映
	2 安全・安心の 生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯・交通安全の推進 (2) 危機管理対策の推進 (3) 子育てにやさしい住環境づくり
こどもの成育過程を通じた包括的な支援	3 寄り添う相談支援 の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健・児童福祉に関する 相談支援の推進 (2) 学齢期の相談支援の推進 (3) わかりやすい情報提供の推進
	4 地域で育てる 教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前教育・保育の環境づくり (2) 地域とともに歩む学校教育の推進 (3) 放課後・休日の居場所づくりの推進
	5 成育過程を通じた 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産期の健康づくりの推進 (2) 乳幼児期の健康づくりの推進 (3) 学童期・思春期の健康づくりの推進
	6 子ども ・若者育成 支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学業・就業の再チャレンジの支援 (2) ひきこもり防止と居場所づくり (3) ヤングケアラーへの支援の推進 (4) こども・若者の成長を支える 地域環境づくり



第4章 こども施策の総合的な展開

基本目標1 こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

主要施策1 こどもの権利の保障

こども基本法では、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の考え方をふまえ、「差別の禁止と基本的人権の尊重」、「適切に育てられる権利の保障」、「意見表明や社会参画の機会の保障」といった基本理念が掲げられています。

こども基本法や児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の趣旨や内容を広く周知し、地域全体で共有を図るとともに、要保護児童・要支援児童対策、男女共同参画による子育ての推進など、権利を守る施策を推進します。

(1) こどもの権利を守るまちづくりの推進

「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」や「福津市人権擁護に関する条例」に基づき、こども・若者、子育て家庭を含むすべての人の人権を尊ぶ人権教育・人権学習を推進し、市民と行政が共働で基本的人権が尊重される住みよいまちづくりを進めます。

こどもの権利については、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)やこども基本法、児童福祉法の理念に基づき、「こどもの権利に関する条例」(仮称)の制定に向けた検討を進め、こどもの権利の侵害を救済する体制の在り方について協議します。

[主な取り組み]

- ◆人権教育・人権学習の推進(人権政策課・学校教育課・こども課・郷育推進課)
- ◆「こどもの権利に関する条例」の制定に向けた検討(こども課)
- ◆こどもの権利を擁護する体制の整備に向けた検討(こども課ほか)

(2) 要保護児童・要支援児童対策の推進

虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童等を早期に適切に保護・支援するため、本市では、平成18年から要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関が協力して保護・支援を進めています。

今後も、「要保護児童」(虐待を受けているこどもや、親が家出・死亡など養育困難な状況にあるこども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有するこどもなど)、「要支援児童」(親の育児不安、障がいなどで不適切な養育環境にあるこども)、「特定妊婦」(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)を見守り活動や相談活動により早期に発見し、必要な支援につなげていきます。

[主な取り組み]

- ◆福津市要保護児童対策地域協議会の運営（こども課）

(3) 男女共同参画による子育ての推進

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を是正し、母親の育児負担の軽減を図ることは、家庭内でのこどもの最善の利益につながります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた男女共同参画による子育てを促進するため、「男性の育児休業の取得促進」、「女性の活躍推進など、市内の民間事業所や公共的団体における働き方改革の推進を働きかけるとともに、学校や保育園・幼稚園・認定こども園、生涯学習の場で男女平等教育、男女共同参画についての学習を進めていきます。

（男女共同参画施策の詳細は、「第2次男女共同参画プラン・ふくつ」に記載しています。）

[主な取り組み]

- ◆事業所等への男女共同参画の啓発（男女共同参画推進室ほか）
- ◆男女平等教育、男女共同参画学習の推進（学校教育課・こども課・郷育推進課ほか）
- ◆「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の啓発（人権政策課）

(4) 政策形成過程へのこどもの意見の反映

こどもの意見を聴き、政策に反映することは、ニーズに沿った施策展開のために望ましいだけでなく、自分たちの声によって社会に変化をもたらすという経験を通して、社会の一員としての主体性を高めることにもつながります。

このため、市政の推進にあたって、こどもの意見を聴く機会の確保に努めるとともに、意見反映の状況や、反映が難しい場合にはその理由を含め、反映のプロセスを分かりやすくフィードバックしていきます。

[主な取り組み]

- ◆こどもの意見を聴く機会づくりの推進（こども課・郷育推進課ほか）

主要施策2 安全・安心の生活環境づくり

子どもや子育て家庭が事件や事故に巻き込まれず、大規模災害等が起こっても生命・身体・財産を守れるよう、防犯・交通安全の推進、危機管理対策の推進を図ります。

また、子どもたちが元気に屋外遊びを行い、親子連れで安全に外出できるよう、公園など、公共空間の魅力づくりや危険回避措置の実施に努めます。

(1) 防犯・交通安全の推進

各種地域団体や警察など関係機関の協力を得ながら、登下校時の見守り活動や防犯パトロールなどの啓発活動を進めるとともに、防犯灯の設置・LED化などを促進し、地域防犯力の向上に努めます。

また、各種地域団体や警察など関係機関の協力を得ながら、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校での交通安全教室など、交通安全教育・啓発活動を進めるとともに、通学路の危険箇所の調査・対策を計画的に進めていきます。

[主な取り組み]

- ◆地域防犯・交通安全活動の推進（防災安全課・地域コミュニティ課・学校教育課・こども課）
- ◆「福津市通学路交通安全プログラム」の推進（学校教育課・防災安全課・建設課・地域コミュニティ課・こども課）

(2) 危機管理対策の推進

各学校、保育園・幼稚園・認定こども園、その他子どもが利用する公共施設等において、大規模災害を想定した避難計画の随時更新、避難訓練・防災教育の推進に努めるとともに、備蓄・通信環境の充実など、必要な対策の実施を促進していきます。

また、在宅の障がい児など、避難行動要支援者に対して、関係機関の協力のもと、個別避難計画の策定と、命を守る対策を進めるとともに、妊産婦・乳幼児など要配慮者の避難所での受け入れ環境の改善を図ります。

さらに、新型コロナウイルスや新型インフルエンザなど、感染症パンデミック発生時に子ども・子育て家庭をはじめとする市民の安全確保を図るため、「福津市新型インフルエンザ等対策行動計画」による対策を進めます。

[主な取り組み]

- ◆避難訓練・防災教育の推進（防災安全課・こども課・学校教育課）
- ◆「地域支えあい連絡カード」（個別避難計画）の策定の推進（福祉課・高齢者サービス課・防災安全課）

(3) 子育てにやさしい住環境づくり

公園は、四季折々の緑や花を眺めながら、親子連れや子ども同士で体を動かしたり、ゆったり過ごすことができる重要な場所です。遊具など施設・設備の安全確保に努めるとともに、計画的な整備・維持管理に努めます。

また、公共交通は、こどもの通学や子育て世帯の通勤、買物、通院等に不可欠であるとともに、若者のひきこもり防止などの視点でも重要であり、交通事業者の協力を得ながら利便性の向上に努めます。

(公園整備の詳細は、「第2次福津市都市計画マスタープラン」、「福津市公共施設等総合管理計画」などに、公共交通施策の詳細は、「福津市地域公共交通網形成計画」に記載しています。)

[主な取り組み]

- ◆公園の適正な維持管理の推進（建設課）
- ◆こども・子育ての視点に立った地域公共交通施策の推進（都市計画課）

基本目標 2 こどもの成育過程を通じた包括的な支援

主要施策 3 寄り添う相談支援の推進

命を育み、成長を促す子育ての営みは、日々、不安の連続です。妊娠期から大人になるまで、適切な時期に、必要な支援を受けながら、自信を持って子育てを行い、こどもが健やかに成長できるよう、関係者・関係機関が連携し、寄り添う相談支援を推進します。

(1) 母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進

妊娠期からの乳幼児期にかけての健康や発達、子育てに関する相談は、健診時や赤ちゃん訪問の時、子育て支援センター「なかよし」など地域の相談機関の利用時、保育所・幼稚園・認定こども園の利用時など、様々な場で行われます。

「福津市こども家庭センター」を中心に、支援が必要な方にサポートプランを作成し、伴走的に支援するなど、妊娠期からの母子保健・児童福祉に関する切れ目のない相談支援を推進します。

[主な取り組み]

- ◆「福津市こども家庭センター」の運営（子育て世代包括支援課・こども課）
- ◆家庭児童相談の実施（こども課）
- ◆子育て支援センター「なかよし」での相談支援の実施（こども課）
- ◆健診など母子保健事業での相談支援の実施（子育て世代包括支援課）
- ◆地域子育て相談機関の設置（子育て世代包括支援課・こども課）【地・新規】
- ◆利用者支援事業の実施【地】（子育て世代包括支援課・こども課）
- ◆要保護児童対策地域協議会の開催・連絡調整（こども課）
- ◆「福津市のびのび発達支援センター」での相談支援の実施（子育て世代包括支援課）

(※【地】は、地域子ども・子育て支援事業で、第5章に「利用量の見込みと確保方策」を記載しています。以下同じ。)

(2) 学齢期の相談支援の推進

主に学齢期のこどもと保護者の相談先は、通学する学校・園の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職、福津市のびのび発達支援センターの専門職、学童保育所の支援員、さらには主任児童委員などの地域の人々も含め、多岐にわたります。また、不登校児童生徒への支援については、教育委員会が運営する「福津市教育支援センターひだまり」のほか、フリースクールなど民間の支援団体もあります。

学校・園や家庭での人間関係の悩みから、発達上の心配、不登校、いじめ・虐待など、

様々な課題をもつ子どもたちや保護者、一人ひとりに寄り添う相談支援を推進するため、関係機関が連携を図るとともに、各機関が、相談現場の状況に合わせて、専門職、支援員等の配置、施設・設備の確保等の課題の解消に努めます。また、子ども自身が相談しやすいよう、「福津市児童センターフクスタ」で相談の受付ができるよう取り組みます。

[主な取り組み]

- ◆教育相談の実施（学校教育課）
- ◆「福津市教育支援センターひだまり」での自立支援の実施（教育支援センターひだまり）
- ◆家庭児童相談の実施（こども課）
- ◆要保護児童対策地域協議会の開催・連絡調整（こども課）
- ◆「福津市のびのび発達支援センター」での相談支援の実施（子育て世代包括支援課）
- ◆「福津市児童センターフクスタ」での相談窓口の設置（こども課）

(3) わかりやすい情報提供の推進

子育てに関する情報ツールとして、子育てサービスマップ、子育てガイドブックなどの紙媒体と市公式ホームページ、子育て支援アプリなどの電子媒体によるプッシュ通知等を連携させ、分かりやすく届きやすい情報発信を行います。

日本語がわからない家庭に適切な情報提供を図るため、AI 翻訳機の活用や、アプリやホームページの多言語表示などの活用を図ります。

[主な取り組み]

- ◆「福津市子育て支援サイトこどもの国」の随時更新（子育て世代包括支援課・こども課ほか）
- ◆「子育て支援アプリ」の随時更新（子育て世代包括支援課・こども課）
- ◆「子育てサービスマップ」の更新（子育て世代包括支援課）
- ◆「子育て支援ガイドブック」の更新（子育て世代包括支援課）
- ◆民間による子育て情報発信への支援（子育て世代包括支援課・こども課ほか）
- ◆日本語がわからない家庭への情報提供体制の強化（子育て世代包括支援課・こども課・市民課・経営戦略課ほか）

主要施策4 地域で育てる教育・保育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等における教育・保育は、こどもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

保育士・教職員などの人材の確保・育成に努め、家庭、学校・園、地域が連携し、地域ぐるみで、生きる力を育む教育・保育を推進します。

(※「就学前教育・保育の利用量の見込みと提供体制の確保方策」の詳細は、「第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画」に記載します。)

(※学校教育の詳細は、「第2期福津市教育総合計画」に記載しています。)

(1) 就学前教育・保育の環境づくり

保育所・幼稚園・認定こども園等では、保育士・教職員などの人材の確保・育成に努め、身近な体験を通じた人や自然を大切に育てる教育・保育を推進するとともに、低年齢からの受け入れや長時間の保育など、仕事と子育ての両立をかなえる体制の確保に努めます。

[主な取り組み]

- ◆市立の保育所・幼稚園でのきめ細かな教育・保育の提供（こども課・学校教育課）
- ◆市立の保育所・幼稚園の機能強化・サービス拡充のための認定こども園移行に向けた検討（こども課・学校教育課）
- ◆民間の保育所・幼稚園・認定こども園等でのきめ細かな教育・保育の提供の促進（こども課・学校教育課）
- ◆保育所・認定こども園等の既存施設の活用による定員拡充や多様なサービス展開の推進（こども課）

(2) 地域とともに歩む学校教育の推進

学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てるとともに、変化の激しい社会を生き抜くため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力の育成を図ります。

また、就学前から小学校、小学校から中学校へと成長していく中で、連続性や発展性のある学びを推進するとともに、学校と地域の共働活動による地域ぐるみの教育を推進します。

[主な取り組み]

- ◆「第2期福津市教育総合計画」に基づく施策・事業の推進（学校教育課・教育総務課・郷育推進課ほか）
- ◆児童生徒数急増に伴う**過大規模校への対応**、教育環境の**改善**（教育総務課・学校教育課）

- ◆コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進（学校教育課・郷育推進課ほか）
- ◆保幼小接続、小中連携の推進（こども課・学校教育課）
- ◆帰国・外国人児童生徒等への支援の推進（こども課・学校教育課）

（３）放課後・休日の居場所づくりの推進

本市では、放課後や休日の居場所として、共働き家庭のこどもの居場所である「学童保育所」や、地域住民の協力を得て体験活動などを行う「アンビシャス広場」があるほか、児童センター・図書館・公園などの公共施設で過ごすこどもたちもいます。また、ボランティアによって飲食の無料提供や学習支援などを行う「こども食堂」の活動も少しずつですが広がりつつあります。

こどもたちが、放課後や休日を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、これらの居場所の環境づくりを進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆学童保育所の運営・運営支援（こども課）
- ◆「アンビシャス広場」の運営支援（郷育推進課）
- ◆児童センターフクスタの運営（こども課）
- ◆福津市立図書館・カメラアステージ図書館でのこどもの読書活動の推進（市立図書館）
- ◆こどもの居場所づくり支援事業（こども食堂等の支援）（こども課ほか）

主要施策５ 成育過程を通じた健康づくりの推進

すべてのこどもの健やかな成長発達と保護者の健康維持・増進において、妊娠・出産期からの、こどもの成長に応じた切れ目のない健康づくり支援を進めます。

（※詳細は、「第６章 成育医療等に関する計画」に記載します。）

主要施策６ 子ども・若者育成支援の推進

若者の個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自己肯定感を持ち、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができるよう、従前からの教育、福祉、雇用といった分野ごとの取組に「思春期・青年期の若者の育成支援」という視点を加え、分野横断的な取り組みを進めます。

（※詳細は、「第９章 子ども・若者育成支援計画」に記載します。）

基本目標3 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援

主要施策7 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援

就業や生活スタイルの多様化や、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに積極的に取り組む家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあります。

子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、多様な支援制度・サービスの充実に努めます。

(1) 多様な交流機会づくり

子育て家庭が地域で孤立せず、様々な支援をスムーズに受けられるように、親子のふれ合いを促進する事業や子育て家庭同士の交流や情報交換の場づくりなどを推進します。

[主な取り組み]

- ◆地域子育て支援センターの運営【地】(こども課)
- ◆「子育てサロン」の活動促進(こども課・子育て世代包括支援課)
- ◆子育てサークルの育成・活動支援(こども課・子育て世代包括支援課)
- ◆保育園・幼稚園の「こどもの広場」の活動促進(こども課・子育て世代包括支援課)

(2) 多様な保育ニーズへの対応

家庭での保育が一時的にできなくなった時のセーフティネットとして、既存の一時預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業の提供体制の確保と利用促進を図るとともに、就労要件を問わず、3歳未満児を保育所などで受け入れる「こども誰でも通園制度(乳児等通所支援事業)」を実施し、多様な保育ニーズへの対応強化を図ります。

[主な取り組み]

- ◆こども誰でも通園制度(乳児等通所支援事業)(こども課)
- ◆一時預かり保育事業【地】(こども課)
- ◆病児保育事業【地】(こども課)
- ◆ファミリー・サポート・センター事業【地】(こども課)
- ◆子育て短期支援事業【地】(こども課)

(3) 経済的負担の軽減

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」、令和4年度からの「出産・子育て応援交付金」（令和7年度から「妊婦のための支援給付」に移行）、令和6年10月からの児童手当の高校卒業時までの拡充など、子育て家庭への経済的支援制度は段階的に拡充されています。

しかし、近年の物価高の影響等により、子育て世帯の家計は厳しい状況であり、アンケート調査結果でも、経済的負担の軽減に高いニーズが寄せられています。

このため、給付制度だけでなく、税や社会保険料の控除、利用料の減免など、経済的支援サービスを必要な人が着実に受けられるよう、適切な情報提供、相談支援に努めます。

[主な取り組み]

- ◆児童手当（こども課）
- ◆児童扶養手当（こども課）
- ◆妊婦のための支援給付（子育て世代包括支援課）
- ◆国民健康保険の出産育児一時金制度（保険年金医療課）
- ◆生活困窮者の入院出産費用の助成（助産施設入所制度）（こども課）
- ◆新制度に移行していない幼稚園の副食材料費の補助【地】（学校教育課）
- ◆小中学校の要保護及び準要保護就学援助支援事業（学校教育課）
- ◆子ども医療費助成（保険年金医療課）
- ◆ひとり親家庭等医療費助成（保険年金医療課）
- ◆未熟児養育医療（子育て世代包括支援課）
- ◆国民健康保険の産前産後健康保険料免除制度（保険年金医療課）

主要施策8 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが抱える課題やニーズは多様化しており、一人ひとりの障がいの特性や、取り巻く環境に応じた個別的な支援が必要です。

障がいや発達上の課題の早期発見・早期療育を図るとともに、一人ひとりの特性に沿ってライフステージごとに能力を伸ばす特別支援教育・障がい児保育の推進、福祉サービスの提供に努めます。

とりわけ、医療的ケア児が必要な支援を受けながら在宅生活を継続できるよう、学校や園で福祉サービスの受入体制の確保に努めます。

(※障がい児支援施策の詳細は「福津市第3期障がい者計画」に、障がい児福祉サービスの見込量などの詳細は「福津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に記載しています。)

(1) 療育・発達支援の充実

乳幼児健診などの母子保健事業や、保育所・幼稚園・認定子ども園での教育・保育などにおいて、発達上の課題がみられる子どもを早期に発見し、必要に応じて、「福津市のびのび発達支援センター」や専門療育につなぎ関係機関が連携しながら、困りごとの解決や将来の自立・社会参加におけた療育・発達支援を推進していきます。

[主な取り組み]

- ◆母子保健事業等での発育・発達に関する支援の推進（子育て世代包括支援課）
- ◆「福津市のびのび発達支援センター」での療育・発達支援の推進（子育て世代包括支援課）
- ◆保健師・保育士等による巡回相談（子育て世代包括支援課）

(2) 特別支援教育・障がい児保育の推進

教職員・保育士等の障がい・発達に関する知識・技術の向上を図るとともに、**子ども一人ひとりの特性と現場の状況に合わせて**、支援員等の配置、施設・設備の障壁の解消に努め、「個別の支援計画・指導計画」等に基づき、児童・生徒一人ひとりへのきめ細かな特別支援教育・障がい児保育を推進します。

[主な取り組み]

- ◆「個別の支援計画・指導計画」に基づく特別支援教育の推進**および支援環境の整備**（学校教育課）
- ◆小中学校の特別支援教育就学奨励費支給事業（学校教育課）
- ◆保育所・認定子ども園における障がいのある子どもの受け入れの推進（保育士等の

加配、保育所等訪問支援の推進、研修会等）（こども課・福祉課・子育て世代包括支援課）

（３）障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実

障がいのあるこどもが健やかに成長できるよう、また、家族の介助負担の軽減が図れるよう、障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、短期入所など、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆福祉サービスの提供体制の確保・充実（福祉課）
- ◆福津市基幹相談支援センターでの相談支援の実施（福祉課）

主要施策 9 ひとり親家庭支援の推進

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、就労支援、生活支援など、必要な支援をきめ細かく進めます。

（※詳細は、「第7章 ひとり親家庭自立促進計画」に記載します。）

主要施策 10 こどもの貧困対策の推進

わが国では、「貧困線」（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない「相対的貧困世帯」の17歳以下のこどもが1割以上にのぼります。

こどもの貧困は、経済面だけでなく、教育、健康など、様々な面で、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした「貧困の連鎖」を断ち切るため、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域全体で解決するため、状況把握と相談支援の推進、孤立防止、生活支援など総合的な取り組みを推進します。

（※詳細は、「第8章 こどもの貧困対策計画」に記載します。）

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「教育・保育施設の利用量」（幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数）の見込み（需要量）と、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（需要量）、それらに対する確保内容（供給量の見込み）について、**教育・保育提供区域ごとに**子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績や今後のサービス提供体制の見込みなどをもとに、以下のとおり、量の見込みと確保内容を設定します。**本計画では、教育・保育提供区域は、従来どおり、全市1区域とします。**

なお、実人数は年度当初を基準とし、延べ人数（回数）は4月から翌3月までの期間の合計値です。令和6年度値は、令和6年上半期の動向をふまえた見込値です。

1 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容

就学前教育・保育施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けます。「保育の必要性の認定」は、**適正なサービスを受けるための必要度や必要量を判定するものであり**、保育の必要性のある0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。

なお、一部の認可外保育施設は、「保育の必要性の認定」を受けなくても利用できますが、本計画の量の見込みと確保内容は、その分も含みます。

保育の必要性の認定の区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(1-1) 3号認定(0歳)

3号認定(0歳)の利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

3号認定(0歳)の利用の見込みと確保内容

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	103	107	106	105	103	110	109	109	107	106
第2期実績と 第3期確保内容	79	126	108	99	95	125	127	128	130	131

(単位：人/月)

(1-2) 3号認定(1~2歳)

3号認定(1~2歳)の利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

3号認定(1~2歳)の利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	703	693	671	662	658	687	695	685	684	684
第2期実績と 第3期確保内容	558	592	593	593	606	692	701	711	721	730

うち、3号認定(1歳)

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	368	361	358	357	357
第2期実績と 第3期確保内容	266	281	292	279	283	319	328	338	348	357

※第3期計画から、1歳と2歳に分けて算出することとなりました。

うち、3号認定(2歳)

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	319	334	327	327	327
第2期実績と 第3期確保内容	292	311	301	314	323	373	373	373	373	373

(2) 2号認定(3～5歳の保育所・認定こども園保育部・認可外保育所利用)

2号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

2号認定による利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	905	976	997	986	952	1,073	1,039	1,020	992	1,002
第2期実績と 第3期確保内容	847	952	969	989	1,039	1,068	1,068	1,068	1,068	1,068

(3) 1号認定(3～5歳の幼稚園・認定こども園幼稚部利用)

1号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

1号認定による利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,605	1,648	1,716	1,663	1,607	1,079	1,045	1,025	999	1,008
第2期実績と 第3期確保内容	1,347	1,340	1,321	1,245	1,090	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008

(4) 合計

0～5歳、1～3号認定を合計すると、以下のとおりです。

就学前教育・保育施設の利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	3,316	3,424	3,490	3,416	3,320	2,949	2,888	2,839	2,782	2,800
第2期実績と 第3期確保内容	2,686	2,862	2,845	2,771	2,679	2,893	2,904	2,915	2,927	2,937

2 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保内容を子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の（１）～（１８）のメニューがあります。

なお、（１４）～（１６）は、令和６年４月から児童福祉法改正に伴い創設された「地域子ども・子育て支援事業」、（１７）は「地域子ども・子育て支援事業」に編入された事業です。

また、（１８）は、令和７年４月から子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度で、「地域子ども・子育て支援事業」ではなく、就学前教育・保育施設の利用にあたっての（義務的）給付サービスですが、本資料では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載します。

「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目

（１）利用者支援事業
（２）地域子育て支援拠点事業
（３）妊婦健康診査
（４）乳児家庭全戸訪問事業
（５）養育支援訪問事業
（６）子育て短期支援事業
（７）ファミリー・サポート・センター事業
（８）一時預かり事業
（９）延長保育事業
（１０）病児・病後児保育事業
（１１）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業
（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業
（１４）子育て世帯訪問支援事業
（１５）児童育成支援拠点事業
（１６）親子関係形成支援事業
（１７）産後ケア事業
（１８）こども誰でも通園制度（乳児等通所支援事業）

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業」は、こどもやその保護者、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）、妊婦等包括相談支援事業型があります。

「利用者支援事業」は、箇所数のみ計画に位置づけることとされています。

「利用者支援事業」の第2期実績と第3期確保内容

(単位：箇所)

	第2期	第3期				
	R2~6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）	1	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型		1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター「なかよし」）

「地域子育て支援拠点事業」（子育て支援センター「なかよし」）は、主に未就園の0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「地域子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人回/年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	21,067	21,215	21,010	20,965	20,908
第2期実績と 第3期確保内容	12,633	13,621	15,401	18,577	21,717	21,067	21,215	21,010	20,965	20,908

(3) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」は、医療機関における妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。市で母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を行っています。

健診回数に関する量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「妊婦健康診査の健診回数」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	8,638	8,442	8,372	8,302	8,176	6,418	6,385	6,341	6,330	6,275
第2期実績と 第3期確保内容	8,158	7,981	7,043	6,705	6,540	6,418	6,385	6,341	6,330	6,275

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業」（赤ちゃん訪問）は、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	617	603	598	593	584	527	524	521	520	515
第2期実績と 第3期確保内容	659	609	585	591	537	527	524	521	520	515

(5) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業」は、児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を家庭訪問支援員が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	10	10	10	10	10	260	256	252	248	249
第2期実績と 第3期確保内容	95	135	107	37	264	260	256	252	248	249

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

「ショートステイ」は、保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などでこどもを一定期間預かる事業です。また、「トワイライトステイ」は、保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭におけるこどもの養育が困難な場合に児童養護施設などでこどもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業で、本市では未実施です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「ショートステイ」の量の見込みと確保内容

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	27	27	27	27	26	48	48	47	47	46
第2期実績と 第3期確保内容	2	38	8	28	48	48	48	47	47	46

(7) ファミリー・サポート・センター事業

「ファミリー・サポート・センター事業」は、こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが会員となって相互援助を行う事業です。

就学児分の量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

なお、未就園児分の量の見込みと確保内容は、「教育・保育施設の利用量」や「一時預かり」の内数です。

「ファミリー・サポート・センター事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	100	100	100	100	100	519	515	511	506	501
第2期実績と 第3期確保内容	369	435	427	506	520	519	515	511	506	501

※第2期の量の見込みは就学児分のみで、第2期実績、第3期量の見込み、第3期確保内容は、未就学児も含んでいる。

(8) 一時預かり事業

「一時預かり事業」は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。幼稚園・認定こども園教育部の通常就園時間後の「預かり保育」や保育所・認定こども園保育部等での「一時保育」があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「幼稚園・認定こども園教育部の預かり保育」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	12,720	12,307	12,079	11,755	11,878
第2期実績と 第3期確保内容	9,970	12,344	10,249	12,770	12,770	12,720	12,307	12,079	11,755	11,878

「保育所・認定こども園保育部の一時保育」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	303	299	299	295	289	78	77	75	74	75
第2期実績と 第3期確保内容	117	168	168	79	79	78	77	75	74	75

(9) 延長保育事業

「延長保育事業」は、2号・3号認定を受けたこどもについて、通常の利用日以外の日及び通常の利用時間以外の時間において、保育所・認定こども園などで保育を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「延長保育事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	500	500	500	500	500	863	850	838	825	829
第2期実績と 第3期確保内容	465	717	784	877	877	863	850	838	825	829

(10) 病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」は、こどもが病気にかかり、保護者も仕事などでこどもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気のこどもを一時的に保育する事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	4,148	4,086	4,027	3,965	3,982
第2期実績と 第3期確保内容	3,522	3,510	3,384	4,214	4,214	4,148	4,086	4,027	3,965	3,982

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、こどもの健全な育成を図る事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」の量の見込みと確保内容

（単位：人）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	866	930	976	1,009	1,049	1,004	1,002	999	995	972
第2期実績と 第3期確保内容	957	913	927	970	957	975	975	1,125	1,125	1,125

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、新制度に移行していない幼稚園における副食材料費の負担軽減措置として、年収360万円未満相当世帯のこどもと、所得階層にかかわらず第3子以降のこどもに対する副食材料費に要する費用を補助しており、引き続き実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業です。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

量の見込みと確保内容は、以下のとおりです。

「子育て世帯訪問支援事業」の量の見込みと確保内容

(単位：時間／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						720	720	720	720	720
第2期実績と 第3期確保内容				33	600	720	720	720	720	720

(15) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

市町村が実施主体となり（委託可）、定員20人を基本に、管理者又は支援員のうち1人以上が常勤といった要件がある専門サービスです。

新規事業であり、本市では、実施の方向性については未定です。

(16) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業」は、親子の関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

量の見込みと確保内容は、以下のとおりです。

「親子関係形成支援事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						96	96	96	96	96
第2期実績と 第3期確保内容	0	58	44	36	96	96	96	96	96	96

(17) 産後ケア事業

「産後ケア事業」は、原則生後4ヶ月以内の産婦（ただし、低出生体重児等で特に必要と認める場合は出産後1年未満）に、助産師等が、体調やこころのケア、授乳や沐浴のアドバイス、赤ちゃんの発育の確認などを行う事業で、日帰り型、宿泊型、訪問型があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「産後ケア事業」（通所型・訪問型）の量の見込みと確保内容

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	85	85	85	85	85
第2期実績と 第3期確保内容	57	99	88	99	85	85	85	85	85	85

「産後ケア事業」（宿泊型）の量の見込みと確保内容

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	40	40	40	40	40
第2期実績と 第3期確保内容	36	34	21	25	40	40	40	40	40	40

(18) こども誰でも通園制度（乳児等通所支援事業）

「こども誰でも通園制度」（乳児等通所支援事業）は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和7年度から制度が創設され、令和8年度からは市町村の必須事業となるため、令和8年度からサービスを提供できるよう、実施体制の確立を図ります。

「こども誰でも通園制度（乳児等通所支援事業）」の量の見込みと確保内容

（単位：人／月）

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	15	15	47	48
第3期確保内容	/	15	15	47	48

第6章 成育医療等に関する計画

1 成育医療等をめぐる現状と課題

周産期・乳幼児期の母と子の保健については、平成9年度から、母子保健法の改正により、その主な業務が都道府県から市町村に移管され、保健師・栄養士・歯科衛生士等が地域の医師会等との連携のもと、訪問指導や乳幼児健診、予防接種等を行うスタイルが定着しています。

この計画については、平成9年度当初に策定した第1期市町村母子保健計画に続き、「健やか親子21」国民運動（平成13～26年度）、同第2期国民運動（平成27～令和6年度）に沿って推進し、本市における母子保健計画は、次世代育成支援行動計画や「健康ふくつ21」（健康増進計画）に包含させ、一体的に推進してきました。

一方、時代の要請から、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」が求められるようになっており、令和元年12月に「成育基本法」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）が施行し、国の「成育医療等基本方針」により、市町村は、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を策定することとなりました。

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、思春期までの成育過程に沿って、産後うつなど不適切な育児におちいることなく、こどもたちが健やかに成長できるよう、切れ目のない保健・医療を確保していくことが求められます。

2 施策の方針

（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進

妊娠・出産期は、妊婦の心身の状況が日々変化するとともに、赤ちゃんの健康への影響も大きい時期です。

この時期は、妊婦は、妊産婦健康診査や実際の出産を行う医療機関との関わりが中心ですが、市では、母子健康手帳の交付時に妊婦とつながり、健康上の課題がある方を中心に、安全な出産にむけて指導・支援を行っていきます。

また、プレママパパ講座を通じて、父親への啓発を図ります。

さらに、福岡県、宗像医師会など関係機関と連携し、周産期・小児医療の体制確保に努めていきます。

[主な取り組み]

- ◆こども家庭センター・地域子育て相談機関の運営（子育て世代包括支援課・こども課）【再掲】
- ◆母子健康手帳の交付（子育て世代包括支援課）

- ◆妊婦健康診査・妊婦歯科健診（費用助成）【地】（子育て世代包括支援課）
- ◆助産師、栄養士による「なんでも相談」（子育て世代包括支援課）
- ◆プレママパパ講座（子育て世代包括支援課・男女共同参画推進室）
- ◆マタニティヨガ講座（子育て世代包括支援課）
- ◆利用者支援事業【地】（子育て世代包括支援課）
- ◆養育支援訪問事業【地】（子育て世代包括支援課・こども課）
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】（子育て世代包括支援課）
- ◆産後ケア事業【地】（子育て世代包括支援課）
- ◆関係機関との連携による周産期・小児医療の体制確保（いきいき健康課・子育て世代包括支援課）

（２）乳幼児期の健康づくりの推進

乳幼児期は、身体発育、精神・運動発達が顕著である一方、疾病等による様態の急変や成長発達の確認を丁寧に行うべき時期です。

市では、赤ちゃん訪問、7カ月児育児相談会により、乳児・養育者と関わりを持ち、乳幼児健診、予防接種により、継続的な健康状態の把握と疾病等の早期発見に努めます。また、育児相談、ベビーマッサージ講座、離乳食教室などを通じ、育児に関する情報提供、技術の伝達を図るとともに、愛着の形成や不安・悩みの軽減につなげていきます。

心身の発達に支援が必要な乳児・養育者に対しては、養育支援訪問事業などを通じて経過観察・伴走支援に努めるとともに、医療機関の受診や専門療育等の利用を薦め、チームで発育・発達を支援していきます。

また、乳幼児期は歯と口の健康づくりにとっても重要な時期であり、歯科健診・歯科相談をきめ細かく実施するとともに、かかりつけ歯科医での定期的な健康管理を働きかけていきます。

〔主な取り組み〕

- ◆乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）事業【地】（子育て世代包括支援課）
- ◆予防接種事業（子育て世代包括支援課）
- ◆4カ月児健診（子育て世代包括支援課）
 - 「4カ月児健診の受診率」の目標 R5 100.5% → R11 100%
- ◆ベビーマッサージ講座（子育て世代包括支援課）
- ◆保健師、保育士、栄養士による「なんでも相談」（子育て世代包括支援課）
- ◆7カ月児育児相談会（子育て世代包括支援課）
- ◆10カ月児個別健診（子育て世代包括支援課） R5 97.0% → R11 100%
- ◆離乳食教室（子育て世代包括支援課）

◆ 1歳6カ月児健診（子育て世代包括支援課）

「1歳6カ月児健診の受診率」の目標 R5 99.8% → R11 100%

◆ 2歳児育児相談会（子育て世代包括支援課）

◆ 3歳児健診（子育て世代包括支援課）

「3歳児健診の受診率」の目標 R5 103.4% → R11 100%

◆ すくすく相談・運動発達相談（子育て世代包括支援課）

◆ 養育支援訪問事業【地】（子育て世代包括支援課・こども課）【再掲】

◆ 子育て世帯訪問支援事業【地】（子育て世代包括支援課）【再掲】

◆ 関係機関との連携による小児医療の体制確保（いきいき健康課・子育て世代包括支援課）

（3）学童期・思春期の健康づくりの推進

学童期・思春期は、いわゆる第二次性徴など、体や心の発達・変化が著しい時期であり、この時期の健康の問題が、生涯の健康づくりに様々な影響を及ぼすと言われています。

このため、学校保健や地域保健において、「早寝早起き朝ごはん運動」をはじめ、栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進します。

また、発達段階に応じ、飲酒・喫煙・薬物の乱用防止教育を進めるとともに、性に関する正しい知識の普及に努めます。

[主な取り組み]

◆ 学校保健事業（学校健診の実施、食育・口腔衛生、飲酒・喫煙・薬物の乱用防止、性に関する正しい知識、メンタルヘルスなどの健康教育の推進）（学校教育課）

◆ 関係機関との連携による小児医療・思春期保健の体制確保（いきいき健康課・子育て世代包括支援課）

第7章 ひとり親家庭自立促進計画

1 ひとり親家庭をめぐる現状と課題

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、経済的な困窮のみならず、支援を期待できる人間関係の困難や地域での孤立、親子で心穏やかに過ごす時間の制限など、多様な課題を抱えています。

国では、平成14年に「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」として抜本的に改正し、父子家庭を支援の対象に加えるとともに、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化しました。

そのほか、平成15年には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」として改革されるとともに、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）も施行されています。

アンケート調査によると、特に小学生のいるひとり親世帯で、「経済的支援の拡充」や「仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの充実」などのニーズがみられることから、必要な取り組みを進めていくことが求められます。

2 施策の方針

(1) 必要な支援につながる相談支援の推進

ひとり親は、ひとり親であることによる悩みを相談しづらいことも多く、「福津市こども家庭センター」を中心に、「ひとり親サポートセンター春日センター」（県母子寡婦福祉連合会）など関係機関・団体が連携して、就業支援、子育てへの支援、生活支援など様々な分野の制度を交えながら、ニーズに応じて必要なサービスにつなげ、継続的にフォローしていきます。

〔主な取り組み〕

- ◆「福津市こども家庭センター」の運営（子育て世代包括支援課・こども課）【再掲】
- ◆家庭児童相談の実施（こども課）【再掲】

(2) 就業支援の推進

ひとり親、特に母子家庭の母は、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより、働く意欲がありながら、就労できない方やパート・アルバイト等で働く方も多く、低い賃金水準を余儀なくされており、就職・転職やキャリアアップの支援が重要です。

このため、ハローワークや「ひとり親サポートセンター春日センター」など関係機関と連携し、安定した就業につながるよう、「自立支援プログラム」などを活用した就業

スキルの向上やライフプランニング形成におけた支援を推進します。

[主な取り組み]

- ◆「自立支援プログラム」策定事業の推進（こども課）
- ◆自立支援教育訓練給付金の支給（こども課）
- ◆高等職業訓練促進給付金の支給（こども課）

（３）生活支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と自立におけ、児童扶養手当をはじめとする経済的支援制度をわかりやすく説明し、適正な活用につなげるとともに、保育園等の優先利用、生活援助員の派遣など、保健福祉サービスによる生活支援の利用を促進していきます。

住宅問題は、離婚直後に直面する大きな課題であり、県営住宅入居の優遇制度、「福岡県ひとり親家庭住宅支援資金の貸付」等により、住宅確保を支援します。

また、配偶者等からの暴力等さまざまな生活課題を抱える母子を母子生活支援施設へ保護し、安全で安心した生活が送れるよう、継続的なフォロー支援を進めます。

[主な取り組み]

- ◆児童扶養手当（こども課）【再掲】
- ◆ひとり親家庭等医療費助成（保険年金医療課）【再掲】
- ◆福岡県母子父子寡婦福祉資金の貸付の申請窓口（こども課）
- ◆ひとり親家庭等日常生活支援事業（生活援助員の派遣）（こども課）
- ◆養育支援訪問事業【地】（子育て世代包括支援課・こども課）【再掲】
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】（子育て世代包括支援課）【再掲】
- ◆住宅確保の支援制度の周知（こども課）
- ◆母子生活支援施設への保護（こども課）

（４）養育費確保と面会交流支援の推進

養育費の確保と面会交流は、こどもの重要な権利ですが、確実に実施されてはいない現状があります。

このため、こどもの最善の利益のために、親の責務を果たしていく重要性の社会への啓発に努めるとともに、当事者に対して、離婚前・離婚直後から、養育費や面会交流の取り決めと継続的な履行が確実に行われるよう、専門的な相談、伴走支援を進めます。

[主な取り組み]

- ◆養育費や面会交流に関する相談（こども課）
- ◆養育費等相談支援センター事業の周知（こども課）

第8章 こどもの貧困対策計画

1 こどもの貧困をめぐる現状と課題

いわゆる「貧困の連鎖」によって、こどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されており、令和5年4月から施行されたこども基本法とともに、施策の拡大を図る方針が示されています。

アンケートでも、本市の小中学生のいる世帯の約16%が“生活困難世帯”であり、経済面だけでなく、教育、健康など、様々な面で、それ以外の世帯より悩みや不安を抱えていることが見てとれることから、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への生活・就労支援、こどもの居場所づくりなど、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

2 施策の方針

（1）状況把握と相談支援の推進

子育て世帯に限らない市民全体における生活困窮者の状況把握と相談支援は、福祉課を窓口に、生活困窮者自立支援制度に基づいて行っています。

子育て世帯の生活困窮の状況は、学校や保育園等の教職員・保育士やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、地域子育て支援センター等の支援者、そのほか、地域の相談者である民生委員・児童委員などが把握しているケースが多く、関係者間でのケースワークを進めて福祉ニーズを把握し、必要な支援につなげていきます。

〔主な取り組み〕

- ◆生活困窮者自立支援事業による「自立相談支援」（福祉課）
- ◆こどもの貧困に関する相談支援の推進（こども課ほか）

（2）こどもの居場所づくり

放課後や休日の地域での居場所は、生活困窮家庭のこどもたちが、生活習慣、学習習慣、人や社会と関わる力、自己肯定感など、生きる力を身につけるために重要です。

「こども食堂」など、飲食の無料提供や学習支援などを行う取り組みを促進し、居場所での友人や地域住民とのつながりを通して、こどもの貧困問題の解消をめざしてい

きます。

〔主な取り組み〕

- ◆児童センターフクスタの運営（こども課）【再掲】
- ◆こどもの居場所づくり事業（こども食堂等の支援）（こども課）【再掲】
- ◆「アンビシャス広場」の運営支援（郷育推進課）【再掲】
- ◆福津市立図書館・カメラアステージ図書館でのこどもの読書活動の推進（市立図書館）【再掲】

（3）就業や生活への支援の推進

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活において、各種制度による経済的な支援や、就業スキルの向上やライフプランニング形成におけた支援、家事等の支援などを行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

〔主な取り組み〕

- ◆生活保護相談（福祉課）
- ◆児童扶養手当（こども課）【再掲】
- ◆小中学校の要保護及び準要保護就学援助支援事業（学校教育課）【再掲】
- ◆生活困窮者自立支援事業による「家計改善支援事業」・「住居確保給付金の支給」等（福祉課）
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】（子育て世代包括支援課）【再掲】

第9章 子ども・若者育成支援計画

1 子ども・若者育成支援をめぐる現状と課題

日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）にのっとり、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月に施行されました。同法は、第1条で、「子ども・若者をめぐる問題が深刻な状況にある」と規定しています。

そのことを「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月）では、「つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題」、「インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題」、「ニートなどの就業をめぐる課題」として指摘し、「多くの若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増している」と総括しています。

アンケートでは、本市においても、ヤングケアラーの状況や、長期間の「ひきこもり状態」にある若者が少なからずいることから、支援につないでいく必要があります。

2 施策の方針

（1）学業・就業の再チャレンジの支援

「6・3・3・4年の単線型の就学制度と新卒採用を重視する雇用慣行」に対して前向きになれず、不登校や学校中退、ニートの状態にある子ども・若者が、再び、学習や就業等にチャレンジしていけるよう、関係者・関係機関が連携しながら、複合的な課題の把握に努めるとともに、専門職によるカウンセリングや居場所の提供、就業準備支援など、伴走支援を粘り強く推進します。

[主な取り組み]

◆教育相談の実施（学校教育課）【再掲】

◆「福津市教育支援センターひだまり」での自立支援の実施（教育支援センターひだまり）【再掲】

（2）ひきこもり防止と居場所づくり

若者のひきこもりは、試験や就職の失敗、対人関係のストレスなどの体験に、本人の気質や発達の状況、家庭の状況などが複合的にからみあって生じると考えられますが、長期間に及ぶと、本人自身にも、周囲の人々や地域社会にとっても社会的損失であるため、関係機関と連携しながら、また、市においても多部局が連携し、**複合的な課題の把握に努め**、つながりの回復や社会的役割の獲得におけた支援を推進していきます。

[主な取り組み]

- ◆生活困窮者自立支援事業による「自立相談支援」(福祉課)【再掲】
- ◆「児童センターフクスタ」・「福津市未来共創センターキッカケラボ」での若者の居場所づくり(こども課・地域コミュニティ課)

(3) ヤングケアラーへの支援の推進

ヤングケアラーは、一般に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどもとされています。

保護者がこどもの権利を侵害しているという意識が希薄であったり、こども自身も自らをヤングケアラーと認識できなかつたり、相談につながりにくいといった課題があります。

このため、各小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生委員・児童委員などが連携し、対象家庭の状況把握や見守り、生活に対する助言等に努めるとともに、物理的・心理的負担を軽減するため、家事援助など既存の福祉サービスの利用などにつなげていきます。

また、市独自のヤングケアラー支援事業の必要性について、検討を進めていきます。

[主な取り組み]

- ◆ヤングケアラーについての周知・啓発(こども課ほか)
- ◆ヤングケアラー支援事業の検討(こども課ほか)

(4) こども・若者の成長を支える地域環境づくり

本市には、青少年の健全育成、非行防止に関わる活動や、体験活動・スポーツ活動などを通じて青少年の心身の育成を図る活動があります。いずれも、郷づくり推進協議会や自治会などの地域コミュニティに根ざした活動を続けており、こども・若者の成長を地域で支えるこうした活動の振興を図っていきます。

[主な取り組み]

- ◆「福津市青少年指導員会」の活動支援(郷育推進課)
- ◆「福津市青少年育成市民の会」の活動支援(郷育推進課)
- ◆子ども会育成会の活動支援(郷育推進課)
- ◆生涯学習・生涯スポーツ事業へのこども・若者の参加促進(郷育推進課)
- ◆「アンビシャス広場」の運営支援(郷育推進課)【再掲】
- ◆児童センターフクスタの運営(こども課)【再掲】
- ◆公園の適正な維持管理の推進(建設課)【再掲】
- ◆郷づくり推進協議会の活動支援(地域コミュニティ課)

参考資料

1 国の「こども大綱」、福岡県の「こども計画」の施策体系

国の「こども大綱」、福岡県の「こども計画」の施策体系は、以下のとおりです。
 国、福岡県ともに、ライフステージ別の施策体系を位置づけており、本市においても、それを踏襲します。

国の「こども大綱」の施策体系

1 ライフステージを通じた重要事項	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	
	(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
	(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
	(4) こどもの貧困対策	
	(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	
	(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	
2 ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期まで	◇妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
		◇こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
	(2) 学童期・思春期	◇こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
		◇居場所づくり
		◇小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
		◇成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
		◇いじめ防止
		◇不登校のこどもへの支援
		◇校則の見直し
	(3) 青年期	◇体罰や不適切な指導の防止
		◇高校中退の予防、高校中退後の支援
		◇高等教育の修学支援、高等教育の充実
		◇就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
◇結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援		
◇悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実		
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	
	(3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	
	(4) ひとり親家庭への支援	

県の「こども計画」の施策体系

基本方向	取組事項
全てのこどもが持つ権利の保障	こども・若者を権利主体として尊重
成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実 こどもの生きる力の育成 こどもの成長を支える環境の整備 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援 こどもの新たなチャレンジの応援 若者の社会的自立を支える取組の推進 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進 居場所づくりの推進
きめ細かな対応が必要なこどもへの支援	児童虐待の防止と社会的養護の推進 貧困の状況にあるこどもへの支援 ひとり親家庭への支援 障がいのあるこどもへの支援 不登校、ひきこもり等に対する取組の推進 いじめ・自殺の予防 外国人のこどもへの支援
結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるとの支援	次代の親の育成 若い世代の生活の基盤の安定への支援 出会い・結婚応援の推進 子育て世帯の経済的負担の軽減 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参加の促進 家庭や地域でこどもを育む環境づくり

2 第2期計画と本計画の施策の対応関係

本計画と第2期子ども・子育て支援事業計画の施策の対応関係は、図のとおりです。ライフステージ別の施策体系を位置づけることや、「子どもの貧困対策計画」など6計画を含めることなどに留意し、第2期計画からの組み換えを行っています。

第2期計画と本計画の施策の対応関係

福津市子ども計画の体系			第2期計画の体系
基本目標	主要施策	個別施策	
育つことが できる環境 づくり	1 子どもの権利の保障	(1) 子どもの人権・権利を守る まちづくりの推進	1 子どもの権利の周知 4 子どもが相談できる場の確保
		(2) 要保護児童・要支援児童対策の推進 (3) 男女共同参画による子育ての推進 (4) 政策形成過程への子どもの意見の反映	3 児童虐待の防止 16 父親の子育てへの関わり促進 18 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の充実
	2 安全・安心の 生活環境づくり	(1) 防犯・交通安全の推進 (2) 危機管理対策の推進 (3) 子育てにやさしい住環境づくり	21 子どもにとって安全なまちづくり 8 子どもの遊び場、遊び体験の充実 22 子どもと一緒に行動し、楽しめるまちづくり
		3 寄り添う相談支援 の推進	(1) 母子保健・児童福祉に関する 相談支援の推進 (2) 学齢期の相談支援の推進 (3) わかりやすい情報提供の推進
こどもの 成育過程 を通じた 包括的な 支援	4 地域で育てる 教育・保育の推進		(1) 就学前教育・保育の環境づくり (2) 地域とともに歩む学校教育の推進 (3) 放課後・休日の居場所づくりの推進
		5 成育過程を通じた 健康づくりの推進	(1) 妊娠・出産期の健康づくりの推進 (2) 乳幼児期の健康づくりの推進 (3) 学童期・思春期の健康づくりの推進
	6 子ども・若者育成 支援の推進		(1) 学業・就業の再チャレンジの支援 (2) ひきこもり防止と居場所づくり (3) ヤングケアラーへの支援の推進 (4) 子ども・若者の成長を支える 地域環境づくり
		すべての 子育て 家庭への きめ細かな 支援	7 多様な支援制度・ サービスによる 子育ての応援
8 障がいのある子ども への支援の充実	(1) 療育・発達支援の充実 (2) 特別支援教育・障がい児保育の推進 (3) 障がい福祉サービス・ 障がい児福祉サービスの充実		
		9 ひとり親家庭 支援の推進	(1) 必要な支援につながる相談支援の推進 (2) 就業支援の推進 (3) 生活支援の推進 (4) 養育費確保と面会交流支援の推進
10 子どもの貧困 対策の推進			(1) 状況把握と相談支援の推進 (2) 子どもの居場所づくり (3) 就業や生活への支援の推進

3 参考指標

第2期子ども・子育て支援事業計画に準拠した、数値による指標を、以下のとおり掲載します。これらは、成果の達成度を逐一評価するための数値目標ではなく、各施策の推進状況を定量的に確認する際に活用します。

数値による参考指標

項目	令和5年度 実績	令和11年度 目標
人権作文、標語、ポスターの製作	全校で実施	全校で実施
人権の花運動の実施	毎年3校園で実施	毎年3校園で実施
要保護児童対策地域協議会の会議開催回数	10回/年	10回/年
要保護児童対策地域協議会 個別ケースの検討会議	154回	290回
家庭児童相談室への相談件数 内 相談対応件数	7,962件 (7,962件)	11,890件 (11,890件)
養育支援訪問家庭の把握率・訪問実施率	全件把握・実施	全件把握・実施
乳児家庭の把握率・訪問実施率	全件把握・99%実施	全件把握・実施
のびのび発達支援センターの相談件数 内 相談対応件数	2,294件 (2,294件)	2,500件 (2,500件)
保育所、認定こども園等の障がい児保育の実施施設数	7施設	24施設
児童センターフクスタの利用者数	11,425人	13,253人
特定保育施設、特定地域型保育の認可定員数	1,676人	1,830人
妊婦健診実施回数	6,705人日/年	6,275人日/年
保育所等の一時預かり事業の実施施設数	5施設	15施設
子育て短期支援事業の利用者数	28人日/年	46人日/年
保育所等の延長保育事業の実施施設数	20施設	24施設
病児保育事業の実施施設数	2施設	2施設
男女共同参画指導員の選任施設数	幼保16園小中10校	幼保17園小中10校
学童保育所の利用定員数	900人	1,125人
子育て支援センター「なかよし」の育児相談の件数 内 相談対応件数	615件 (615件)	1,000件 (1,000件)
子育て支援センター「なかよし」の育児講座の実施回数、参加者数	20回/年 187人	25回/年 400人
子育て支援センター「なかよし」の利用者数	17,898人	20,908人
保育所等でのこどもの広場の実施施設数	12施設	16施設
子育てボランティアの登録者数	69人	100人

4 福津市こどもの国推進協議会規則

○福津市こどもの国推進協議会規則

平成 20 年 3 月 25 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成 17 年福津市条例第 16 号)第 3 条の規定に基づき、福津市こどもの国推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議する。

- (1) 福津市こどもの国基本構想の推進に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項に規定する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 12 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 児童福祉関係者
 - (3) 児童教育関係者
 - (4) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会の委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 4 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第6条 協議会に専門の事項を調査及び研究するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その選出は部会の委員の互選による。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福津市こども家庭部こども課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に開く協議会については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(福津市こどもの国基本構想策定協議会規則の廃止)

- 3 福津市こどもの国基本構想策定協議会規則(平成18年福津市規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成23年6月10日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

5 福津市こどもの国推進協議会委員名簿

区分	職名	氏名	備考
児童福祉関係者	いそどり真愛保育園 園長	安徳 尊博	令和5・6年度会長
法第6条第2項に規定する保護者	津屋崎中学校区 統括地域学校協働活動推進員 勝浦小学校 地域学校協働活動推進員	西田 明日香	令和5年度副会長 令和6年度委員
識見を有する者	中村学園大学短期大学部 幼児保育学科 准教授	永淵 美香子	令和5年度委員 令和6年度副会長
識見を有する者	福岡県立大学 人間社会学部社会福祉学科 准教授	奥村 賢一	令和6年度委員
児童福祉関係者	主任児童委員 代表	笠置 千晶	令和5・6年度委員
児童福祉関係者	キッカケラボ（福津市未来共創センター）コネクター どの子ども凸凹プロジェクト実行委員会 代表	宮木 裕子	令和6年度委員
児童教育関係者	福間南小学校 校長	高木 陽一郎	令和5・6年度委員
児童教育関係者	福間中学校 教頭	阿部 泰治	令和5・6年度委員
その他市長が必要と認める者	公募委員	井上 惣一郎	令和5年度委員
その他市長が必要と認める者	公募委員	大石 くみ	令和6年度委員
その他市長が必要と認める者	公募委員	福永 健司	令和6年度委員

6 計画策定の経過

年月日	事項	概要
令和5年 5月24日	令和5年度第1回 こどもの国推進協議会	・策定方針、スケジュールの検討
令和6年 2月13日	令和5年度第2回 こどもの国推進協議会	・策定方針、スケジュールの検討 ・アンケート調査票案の検討
令和6年 3月12日	令和5年度第3回 こどもの国推進協議会	・アンケート調査票案の検討
令和6年 6～7月	アンケート調査の実施	・アンケート調査の実施
令和6年 7月8日	令和6年度第1回 こどもの国推進協議会	・こども計画の策定についての諮問 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の達成状況の報告 ・追加アンケート（子ども・若者育成支援に関するアンケート）の調査票案の検討 ・関係団体・機関への調査票案の検討
令和6年 8～9月	追加アンケート調査の実施	（子ども・若者育成支援に関するアンケート）
令和6年 9～10月	関係団体・機関調査の実施	・回答は34団体・機関
令和6年 10月8日	令和6年度第2回 こどもの国推進協議会	・アンケート調査結果の報告
令和6年 10月21日	令和6年度第3回 こどもの国推進協議会	・追加アンケートの調査結果の報告 ・子ども・子育て支援事業計画における第3期見込み量の検討
令和6年 11月25日	令和6年度第4回 こどもの国推進協議会	・こども計画素案の検討
令和6年 12月9日	令和6年度第5回 こどもの国推進協議会	・こども計画素案の検討
令和6年 12月23日 ～令和7年 1月30日	パブリックコメントの実施	・意見提出は11名
令和7年 2月17日	令和6年度第6回 こどもの国推進協議会	・パブリックコメント結果の報告 ・こども計画案の検討
令和7年 ●月●日	こども計画の策定について の答申書の提出	

7 諮問書

6 福児セ第 45 号
令和 6 年 7 月 8 日

福津市こどもの国推進協議会会長 様

福津市長 原 崎 智 仁
(福津市 こども家庭部 こども課)

福津市こども計画の策定について（諮問）

本市では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの「福津市第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども施策を実施しておりますが、当該事業計画の期間が令和 6 年度に終了することから、次期の事業計画策定に向けて取組を進めて参りました。

また、令和 5 年 4 月にこども基本法が施行され、同法第 10 条第 2 項において「市町村こども計画」の策定が努力義務化され、国のこども大綱及び県のこども計画を勘案した計画策定が求められているところです。

これらを受け、本市では、今回、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「次世代育成支援行動計画」を内包した一体的な計画として、「福津市こども計画」の策定に取り組むこととなりました。

つきましては、福津市こどもの国推進協議会規則（平成 20 年福津市規則第 13 号）第 2 条の規定に基づき、本計画の策定にあたりまして貴協議会の審議を求めます。

8 答申書

(内容調整中)

第1期福津市子ども計画

令和7年3月

福津市子ども家庭部子ども課

TEL : 0940-43-8124

FAX : 0940-43-3168

Email : kodomo@city.fukutsu.lg.jp